

# 外国人介護人材の受入れの現状と今後の方向性について

厚生労働省 社会・援護局  
福祉基盤課福祉人材確保対策室

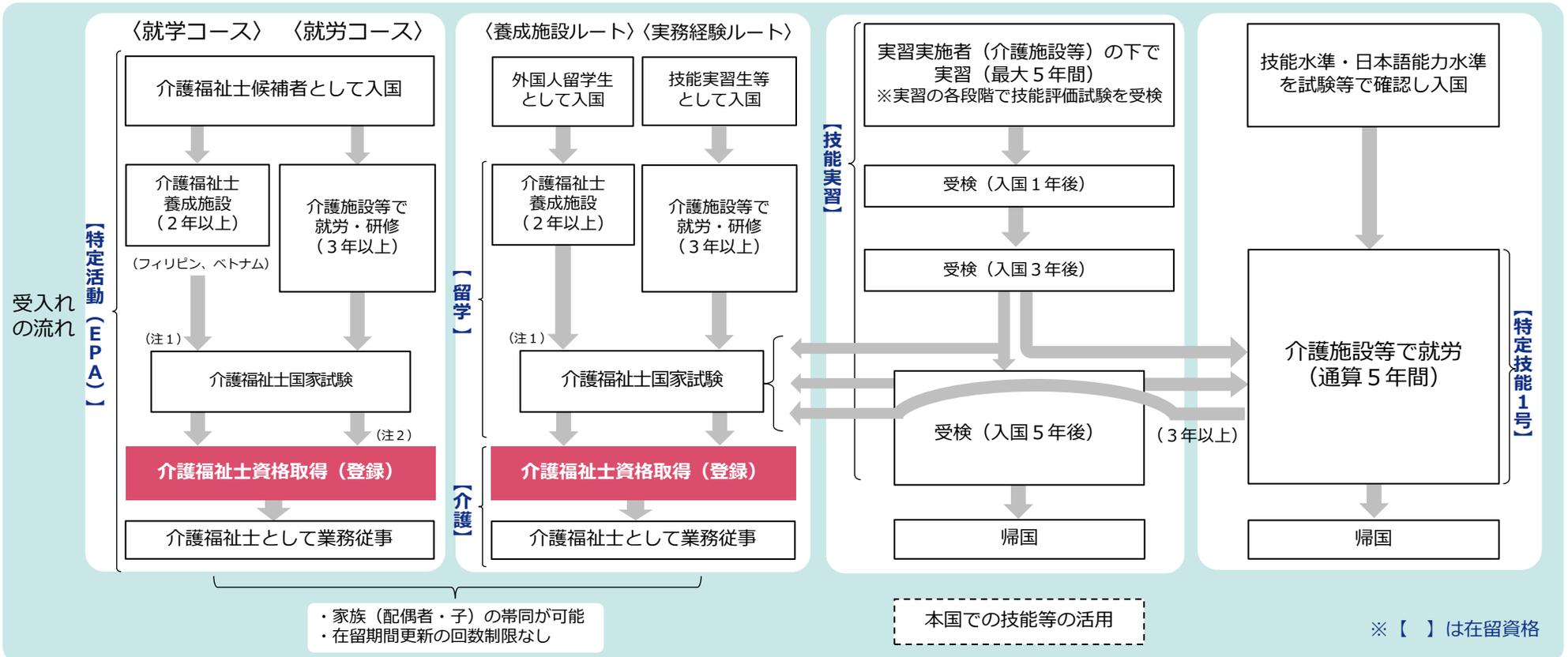
Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 外国人労働者の受入れの政府方針等について



# 外国人介護人材受入れの仕組み

	EPA（経済連携協定） （インドネシア・フィリピン・ベトナム）	在留資格「介護」 （H29. 9 / 1～）	技能実習 （H29. 11 / 1～）	特定技能1号 （H31. 4 / 1～）
在留者数	3,252人（うち資格取得者452人） （令和7年3月1日時点）	10,468人 （令和6年6月末時点）	15,909人 （令和5年12月末時点）	44,367人 （令和6年12月末時点）
制度趣旨	二国間の経済連携の強化	専門的・技術的分野の外国人の受入れ	本国への技能移転（注3）	人手不足対応のための一定の専門性・技能を有する外国人の受入れ



（注1）平成29年度より、養成施設卒業者も国家試験合格が必要となった。ただし、令和8年度までの卒業者には卒業後5年間の経過措置が設けられている。

（注2）4年間にわたりEPA介護福祉士候補者として就労・研修に適切に従事したと認められる者については、「特定技能1号」への移行に当たり、技能試験及び日本語試験等を免除。

（注3）技能実習制度については、育成就労制度に見直す法案が令和6年6月14日に成立し、原則3年以内の施行となっている。

# アジア諸国を含むインド太平洋地域における医療・介護の好循環の実現

医療のインバウンド・アウトバウンド等への戦略的な取組を通じて、アジア諸国をはじめとするインド太平洋地域における国際貢献や、我が国の医療・介護産業の成長・更なるイノベーションにつなげていく。



## 外国医療人材の育成

アジア諸国を始めとするインド太平洋地域における医療水準の向上や健康格差の是正に資する外国医療人材の育成を推進

- ◆ ERIAへの拠出金による奨学金を活用した、日本の大学医学部への外国人留学生受入れモデル構築<sup>(※)</sup>のための実証(20名規模)事業の実施 (※)大学の医学部定員や外国人留学生の受入れ体制等の具体的なスキームの内容も検討

## 医療のインバウンド・アウトバウンド

訪日外国人患者の受入(インバウンド)や医薬品・医療機器の海外展開(アウトバウンド)を推進

- ◆ 医療研究の発展等に資する医療インバウンド(治療等を目的に訪日する外国人に対する高度な医療等の提供)を推進
- ◆ 医療機関等における医療通訳の配置等、外国人患者の受入れ体制の整備を推進
- ◆ JIHSを主体として、医療従事者等の派遣や研修生の受け入れを通じ、医療技術等の国際展開を推進
- ◆ 開発途上国・新興国等におけるニーズを踏まえた医療技術等の実用化のための研究事業を実施
- ◆ 国際機関における調達枠組を活用した医薬品・医療機器産業等の海外展開を促進

## 介護分野の好循環の実現を目指した海外現地への働きかけの強化

- ◆ 現地教育機関等との連携強化など海外からの介護人材の確保に積極的な介護事業者の支援
- ◆ 日本から帰国した介護人材のネットワーク構築の推進

# 「厚生労働省国際保健ビジョン」について①

## (令和6年8月26日厚生労働省) (外国人介護人材関係抜粋)

(P15)

### 4 具体的取組

#### (4) インド太平洋健康戦略の構築

##### (4-2) 循環型高齢者保健戦略：外国介護労働者政策・介護事業者国際展開支援

#### ①趣旨

高齢化は世界共通の課題であり、特に、これから本格的な高齢化に直面していくアジア諸国を中心に、持続可能な高齢者保健システムの確立と強化が求められる。日本は世界に先駆けて、介護保険制度の下で質の高い介護サービスの提供体制を構築するとともに、介護福祉士を始めとする介護職員のキャリアパスを作り上げてきた。足下では、将来にわたり必要な介護サービスを安心して受けられるよう、担い手を確保することが重要な課題となっている。

アジア諸国との間で連携を強化し、高齢化に伴う諸課題に共に取り組むため、国際標準化機構（ISO）において介護の国際規格に関する検討が進められていることも一つの契機として活かしながら、高齢者保健分野に関する様々な国際的な議論に積極的に貢献することを通じて、我が国の質の高い介護サービスや人材養成システム等に関する豊富な知見の共有を図る。こうした取組を通じて介護分野における日本の国際的な信頼を高めることにより、日本の介護を学びたいという外国人介護人材を増やし、国内における介護サービスの担い手の確保につなげ、さらに、日本の介護を学んだ外国人介護人材が母国で日本の介護を紹介するといった、高齢者保健分野における好循環を生み出すシステムを構築する。その中で、外国人介護人材の確保については、海外現地への働きかけや日本での定着支援に戦略的に取り組むなど、質の確保と量の確保の両面から取組を強化する。

(P16)

#### ②内容

##### (介護サービス等に関する知見の共有)

- ・ 現在、国際標準化機構（ISO）において介護の国際規格の策定に向けた検討が進められており、国内においても、学識者・関係団体等から構成される民間の委員会等において議論が行われている。こうした議論をはじめ、高齢者保健分野に関して様々な枠組で行われる国際的な議論に積極的に貢献していくことを通じて、我が国の質の高い介護サービス等に関する知見の共有を図るとともに、認知症ケアをはじめとした我が国の質の高い介護サービス等に対する国際的な理解につなげる。
- ・ また、高齢化が進行する中であって、近年、我が国においては年齢階級別要介護認定率に低下傾向が見られることを踏まえ、このような傾向と、地域支援事業などを通じて我が国が進めてきた健康づくり・介護予防の取組等との関係性について、更なるエビデンスの収集・整理を行いつつ、健康寿命の延伸と介護費用との関係性についても精査を行い、こうした知見も含めて海外に発信することにより、各国における活力ある健康長寿社会の実現に貢献する。
- ・ これらの取組を通じて、介護分野における日本の国際的な信頼を高め、我が国の介護を学びたいという外国人介護人材の受入れや、国内の介護事業者の国際展開につなげることを目指す。

## 「厚生労働省国際保健ビジョン」について② (令和6年8月26日厚生労働省) (外国人介護人材関係抜粋)

(P16~17)

(海外現地への働きかけの強化)

- ・ 政府機関、地方自治体、学識経験者、介護事業者等有識者の参画を得て、外国人介護人材の獲得力強化に関する包括的・戦略的な対応の方向性を検討する。その際、各国の事情に応じて、日本への送出しルートを確立することとし、特に、送出しルートの確立が急務であるインド等については、関係者のネットワークングを進めつつ課題等を整理するなど、経済発展や地域・対象層等に応じた、アジア諸国への募集アプローチを検討する。  
※例えば、ベトナム・フィリピンは地方部で募集するなど工夫が必要であり、ミャンマーは日本に親和的な環境から増加傾向にある。ネパールやスリランカでも介護福祉士を目指す留学生や特定技能での受入れが見込まれるほか、インドネシアやインドは人口規模等から今後の受入れ拡大が期待される。
- ・ アジア諸国でのニーズ等を踏まえ、特定技能試験を順次拡充してきたところ、引き続き、試験地や試験会場について検討するとともに、現地説明会を開催し介護分野の就労機会や日本の介護の考え方を積極的にPRするなど情報発信を強化する。
- ・ 外国人介護人材の確保のため、海外現地の教育機関等との関係構築・連携強化や、現地説明会による採用・広報活動など、海外展開に積極的に取り組む介護事業者を支援する。また、JICAが実施するインドネシアにおける介護人材能力強化プロジェクトについて、日本への送出し拡大も念頭に、厚生労働省から専門家を派遣し、公的訓練校での介護プログラム・教材の作成や、教員の育成を支援する。
- ・ 日本で働く外国人介護労働者の帰国後のネットワーク作りを進め、やむを得ず帰国した方が現地の介護産業で就労するなどの帰国後に係るキャリアを見える化することで、日本での就労インセンティブに繋げていく。また、帰国後の活躍の場や日本人職員の海外の介護施設への派遣にも繋がるよう、日本の介護技術を標準化してアジア諸国で普及する取組等の支援を検討するとともに、資格の相互承認も含めた課題等を整理する。

(日本での定着支援の推進)

- ・ 外国人介護人材が日本で安心して働けるよう、受入事業者による就労・生活環境の整備を支援するとともに、多様な業務を経験し、キャリアアップに繋がるようにすることで、日本で長期間就労する魅力の向上を図る。例えば、訪問系サービスへの従事に当たって受入事業者によりキャリアアップ計画の作成を求めことや、初任者研修、実務者研修を受講しやすい環境整備など、介護現場の多様なキャリアパスを示しつつ、キャリアアップできるよう取組を進める。また、技能実習制度等で来日する外国人が、マイナ保険証によるより良い医療の提供などのメリットを早期に享受できるよう、監理団体などの関係機関による、入国後速やかなマイナンバーカードの取得支援を徹底する。
- ・ 介護福祉士国家資格の取得に向けて、全国での試験対策講座の開催など学習支援を行う。また、国家試験を受験しやすい環境の整備として、就労と学習の両立を図り、誰もがキャリアアップを目指すことができるよう、介護福祉士国家試験のパート合格の導入を検討する。
- ・ 国内の介護事業者に対し、人材獲得のために積極的に海外展開を行う事業者の事例や、新興国からの外国人介護人材の受入れのイメージを持てるよう情報発信を行う。

## 「厚生労働省国際保健ビジョン」について③ (令和6年8月26日厚生労働省) (外国人介護人材関係抜粋)

(P18)

### ③開始時期、設置場所等

- ・ 介護の国際規格については、既に国内の有識者委員会にオブザーバーとして参加しており、引き続き関係機関とも連携しつつ、議論に関与していく。
- ・ 介護予防の取組等の成果については、2024年度も引き続き調査研究を行う。
- ・ 有識者による外国人介護人材の獲得力強化に関する対応の方向性については、2024年度中に検討を開始する。
- ・ 介護福祉士国家試験のパート合格については、その導入に向けて有識者検討会を開催しており、2024年夏頃を目途に取りまとめを行う。

# 特定技能制度について



- **深刻化する人手不足への対応**として、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に限り、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるため、在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」を創設（平成31年4月から実施）
- **特定技能1号**：特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格  
 在留者数：280,200人（令和6年11月末現在、速報値）
- **特定技能2号**：特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格  
 在留者数：673人（令和6年11月末現在、速報値）

特定産業分野：介護、ビルクリーニング、工業製品製造業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、自動車運送業、鉄道、（16分野） 農業、漁業、飲食料品製造業、外食業、林業、木材産業  
 （赤字は特定技能1号・2号でも受入れ可。黒字は特定技能1号のみで受入れ可。）

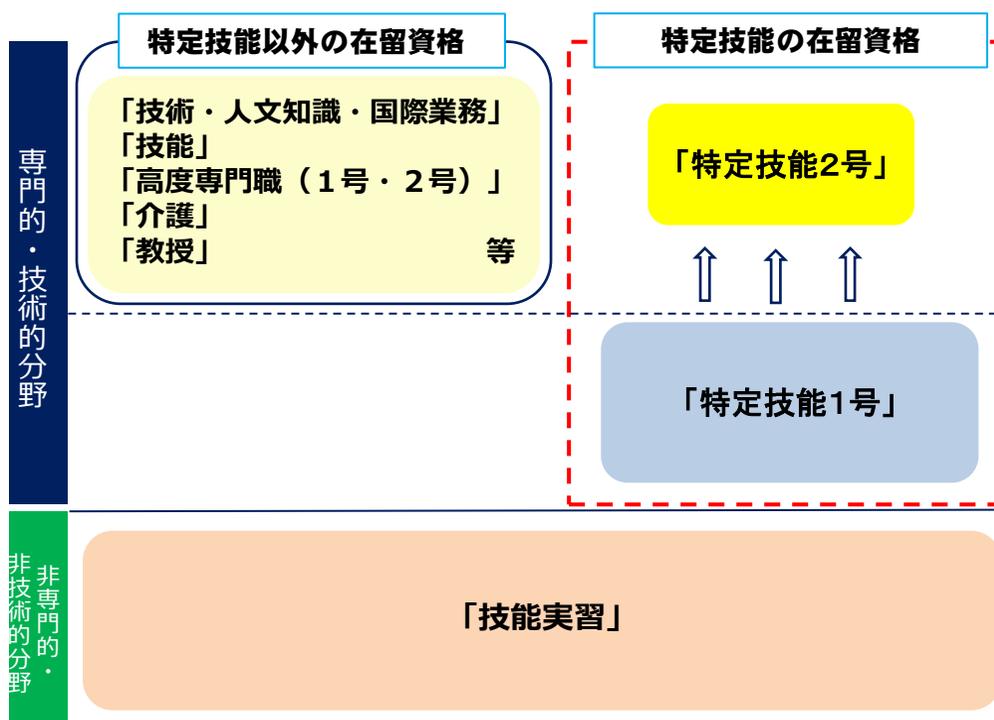
## 特定技能1号のポイント

在留期間	1年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間ごとの更新（通算で上限5年まで）
技能水準	試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
日本語能力水準	試験（N4等）で確認（技能実習2号修了者は免除） ※介護、自動車運送業（タクシー・バス）及び鉄道（運輸係員）分野は別途要件あり
家族の帯同	基本的に認めない
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象

## 特定技能2号のポイント

在留期間	3年、1年又は6か月ごとの更新（更新回数に制限なし）
技能水準	試験等で確認
日本語能力水準	試験での確認なし（漁業及び外食業分野（N3）を除く。）
家族の帯同	要件を満たせば可能（配偶者、子）
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外

## 【就労が認められる在留資格の技能水準】

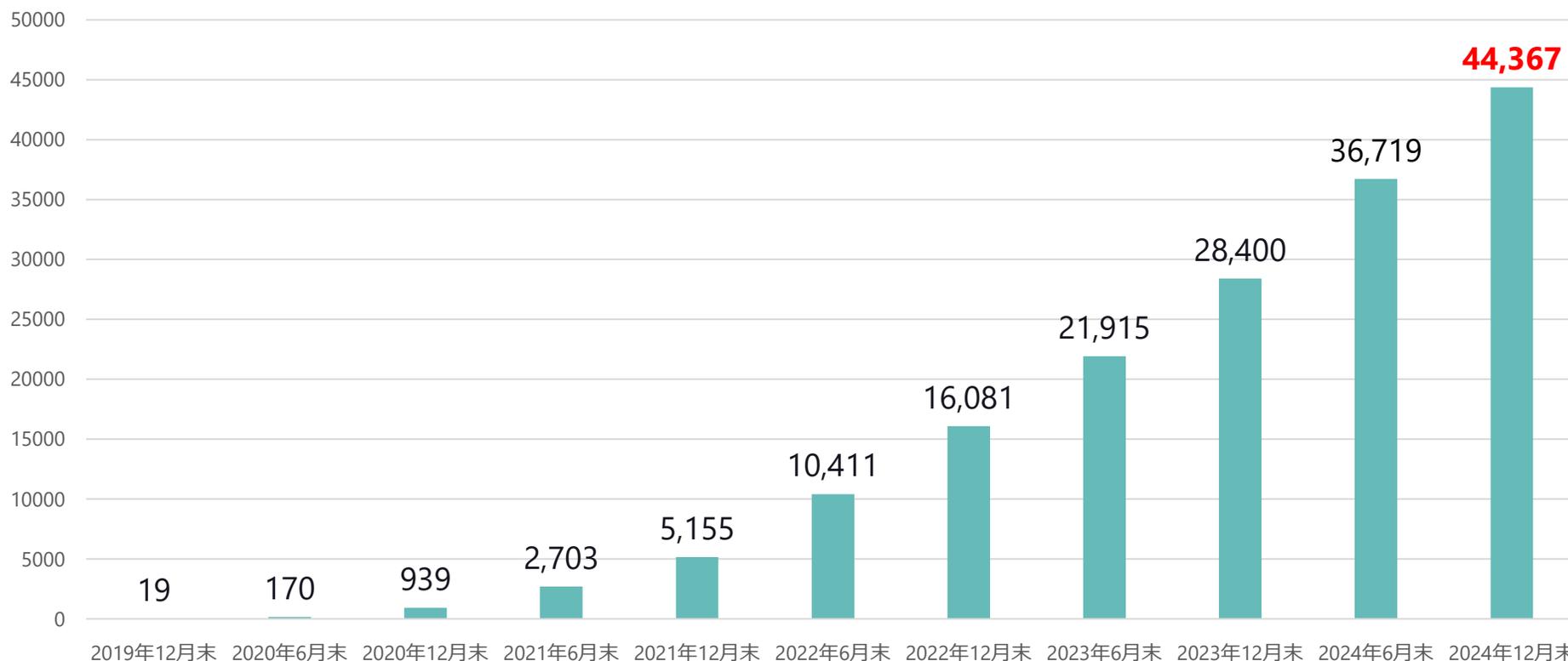


# 現在の特定産業分野及び受入見込み数一覧

	分野	1 人手不足状況	2 人材基準		3 その他重要事項	
		受入れ見込数 (5年間の上限)	技能試験	日本語試験	従事する業務	雇用形態
厚労省	介護	135,000人	介護技能評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上) (上記に加えて)介護日本語評価試験	・身体介護等(利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等)のほか、これに付随する支援業務(レクリエーションの実施、機能訓練の補助等) (注)訪問系サービスは対象外	直接 〔1業務区分〕
	ビルクリーニング	37,000人	ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験		・建築物内部の清掃	直接 〔1業務区分〕
経産省	工業製品製造業	173,300人	製造分野特定技能1号評価試験		・機械金属加工 ・電気電子機器組立て ・金属表面処理 ・紙器・段ボール箱製造 ・コンクリート製品製造 ・RPF製造 ・陶磁器製品製造 ・印刷・製本 ・紡織製品製造 ・縫製	直接 〔10業務区分〕
国交省	建設	80,000人	建設分野特定技能1号評価試験等		・土木 ・建築 ・ライフライン・設備	直接 〔3業務区分〕
	造船・船用工業	36,000人	造船・船用工業分野特定技能1号試験等	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上)	・造船 ・船用機械 ・船用電気電子機器	直接 〔3業務区分〕
	自動車整備	10,000人	自動車整備分野特定技能1号評価試験等		・自動車の日常点検整備、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する基礎的な業務	直接 〔1業務区分〕
	航空	4,400人	航空分野特定技能1号評価試験		・空港グランドハンドリング(地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等) ・航空機整備(機体、装備品等の整備業務等)	直接 〔2業務区分〕
	宿泊	23,000人	宿泊分野特定技能1号評価試験		・宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客及びレストランサービス等の宿泊サービスの提供	直接 〔1業務区分〕
	自動車運送業	24,500人	自動車運送業分野特定技能1号評価試験等	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上) ※「従事する業務」のうち、青字については日本語能力試験(N3以上)	・トラック運転者 ・タクシー運転者 ・バス運転者	直接 〔3業務区分〕
	鉄道	3,800人	鉄道分野特定技能1号評価試験等		・軌道整備 ・電気設備整備 ・車両整備 ・車両製造 ・運輸係員(駅係員、車掌、運転士)	直接 〔5業務区分〕
農水省	農業	78,000人	1号農業技能測定試験		・耕種農業全般(栽培管理、農産物の集出荷・選別等) ・畜産農業全般(飼養管理、畜産物の集出荷・選別等)	直接 〔2業務区分〕
	漁業	17,000人	1号漁業技能測定試験		・漁業(漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁労機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等) ・養殖業(養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理、養殖水産動植物の収穫(穫)・処理、安全衛生の確保等)	直接 〔2業務区分〕
	飲食品製造業	139,000人	飲食品製造業特定技能1号技能測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上)	・飲食品製造業全般(飲食品(酒類を除く)の製造・加工、安全衛生の確保)	直接 〔1業務区分〕
	外食業	53,000人	外食業特定技能1号技能測定試験		・外食業全般(飲食物調理、接客、店舗管理)	直接 〔1業務区分〕
	林業	1,000人	林業技能測定試験		・林業(育林、素材生産等)	直接 〔1業務区分〕
	木材産業	5,000人	木材産業特定技能1号測定試験		・製材業、合板製造業等に係る木材の加工等	直接 〔1業務区分〕

## 介護分野の特定技能外国人在留者数の推移

- 介護分野の特定技能外国人在留者数は、受入を開始した2019年以降、継続して増加。
- 直近の2024年12月末の在留者数は約4万4千人であり、過去最多となっている。

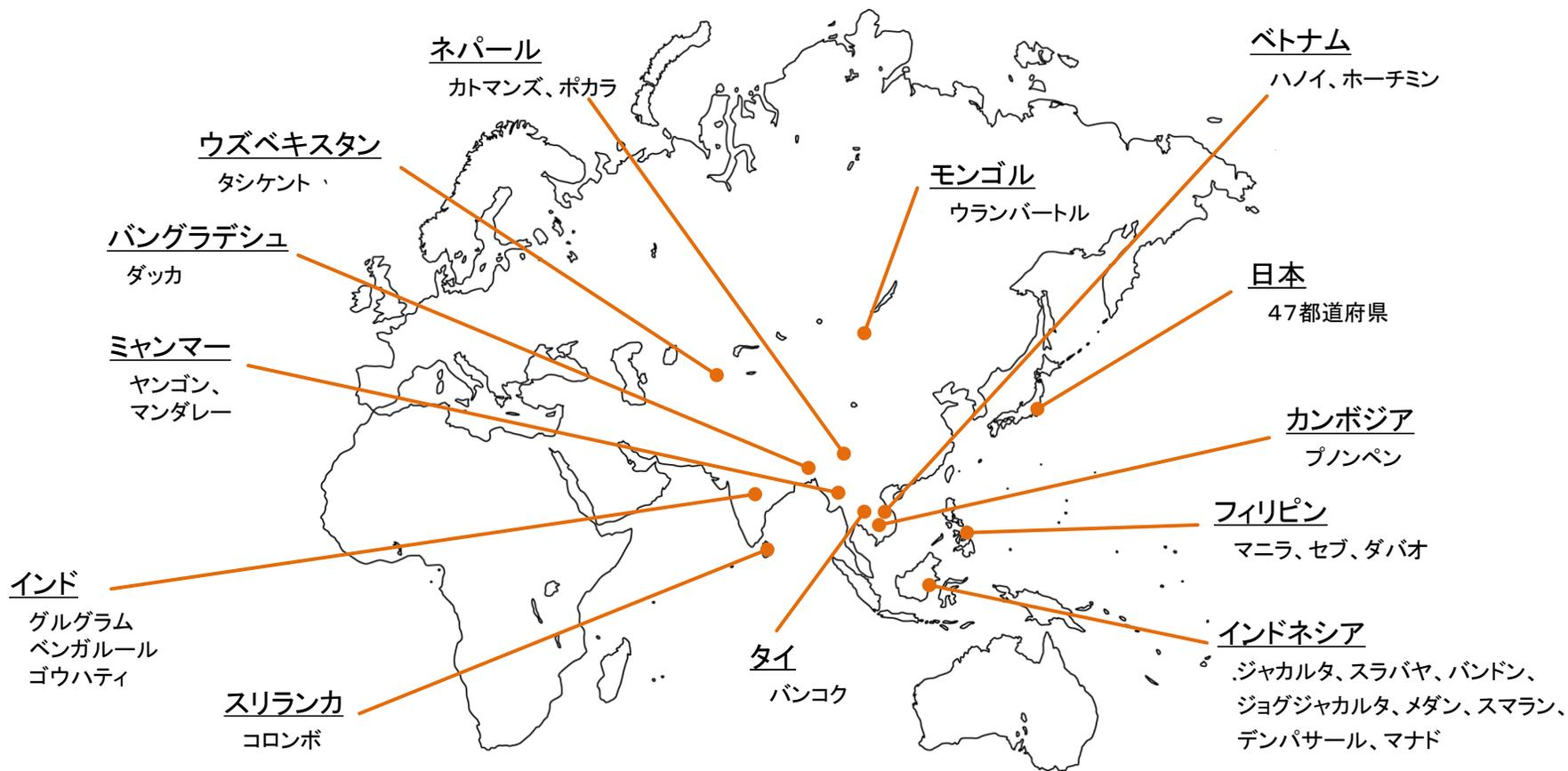


(出典) 出入国在留管理庁公表データを元に厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室が作成。

# 特定技能「介護技能評価試験」「介護日本語評価試験」の実施状況

## 試験の実施状況

- 2025年1月時点で日本国内(47都道府県)及び海外12カ国(フィリピン・カンボジア・ネパール・インドネシア・モンゴル・タイ・ミャンマー・インド・スリランカ・ウズベキスタン・ Bangladesh ・ベトナム)において試験実施済み。
- これまで介護技能評価試験に計120,220名、介護日本語評価試験に計113,572名が合格(2019年4月～2025年1月試験の実績)。



# 「介護技能評価試験」「介護日本語評価試験」の合格者数推移

- 「介護技能評価試験」「介護日本語評価試験」の累計合格者数は、両試験とも11万3千人以上となっている。
- 令和4年度と令和5年度を比較すると、国内での合格者は微減である一方で、海外での合格者は約2倍となっている。

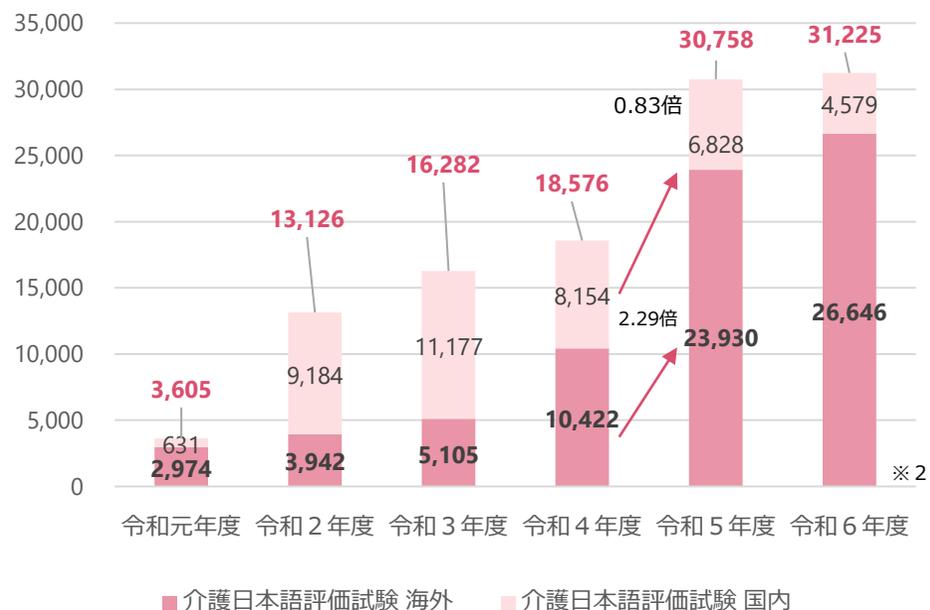
## 介護技能評価試験

累計合格者数：**120,220**人（平成31年4月～令和7年1月末までの実績・青字の合計）  
（国内合格者数：40,722人、海外合格者数：79,498人）



## 介護日本語評価試験

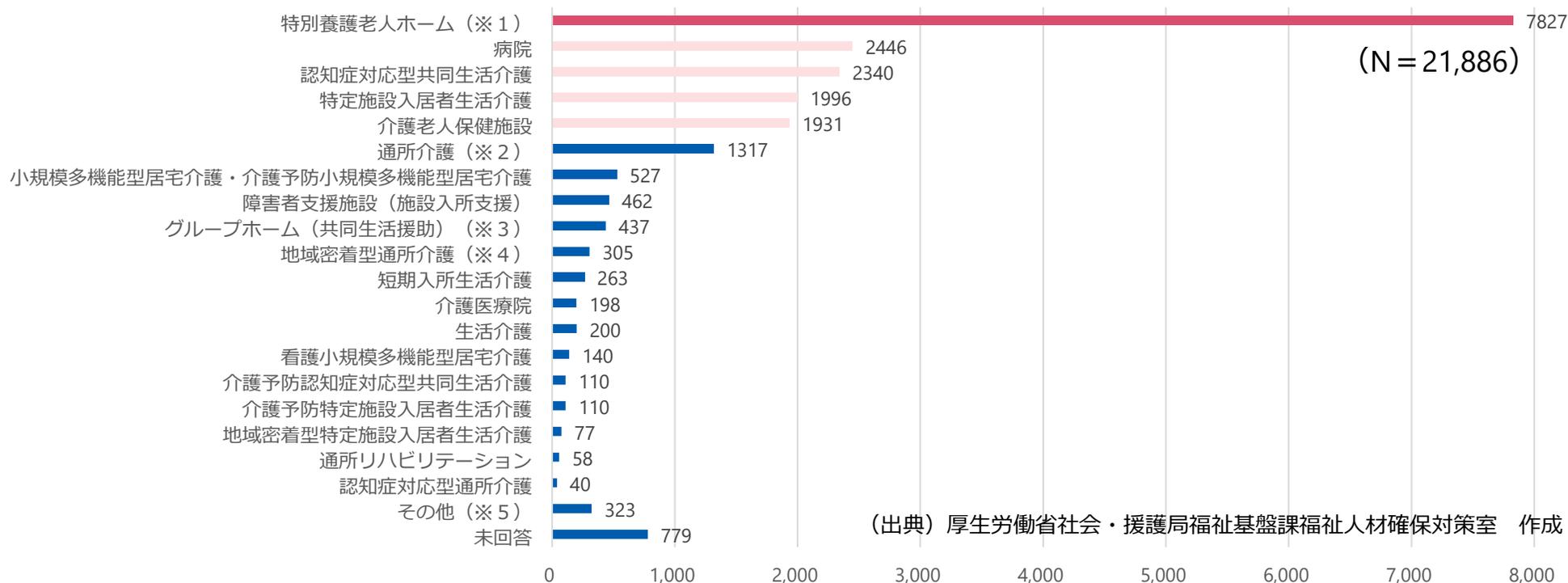
累計合格者数：**113,572**人（平成31年4月～令和7年1月末までの実績・赤字の合計）  
（国内合格者数：40,553人、海外合格者数：73,019人）



※1 「介護技能評価試験等実施事業」実施者であるプロメトリック株式会社より令和7年2月末時点で提供されたデータを元に厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室が作成。  
 ※2 令和6年度の数値は令和6年4月～令和7年1月の実績。

# 介護の特定技能外国人の受入施設・事業所の類型

- 介護の特定技能外国人は、特別養護老人ホームで最も多く受け入れられている。
- 次いで、病院、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、介護老人保健施設の順で受け入れられており、上位5施設・事業所で約7割となっている。



(注) 数値は公益社団法人国際厚生事業団から提供された介護の特定技能協議会の入会申請状況から、厚生労働省が令和6年7月19日時点で編集したもので、複数回答可。

※1 「特別養護老人ホーム」には指定介護老人福祉施設（地域密着型介護老人福祉施設）も含む。

※2 「通所介護」には老人デイサービスセンターを含む。

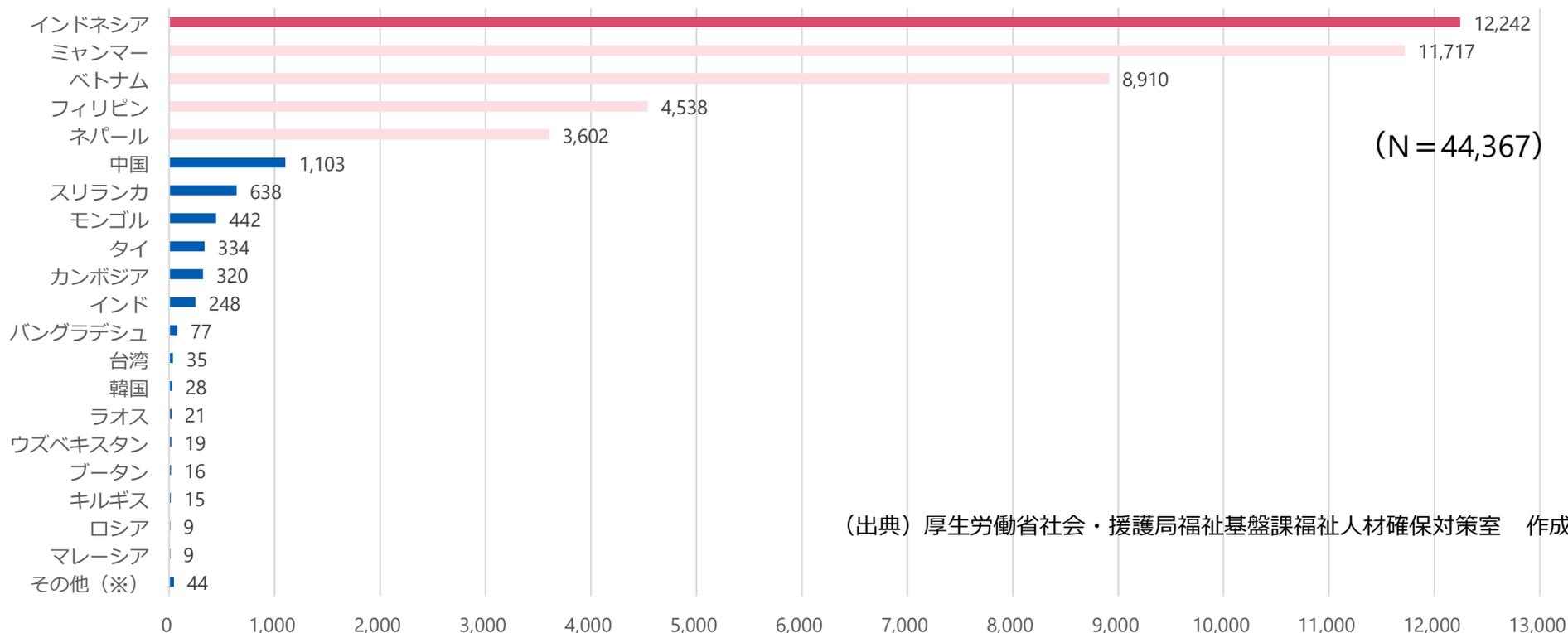
※3 「グループホーム（共同生活援助）」は外部サービス利用型を除く。

※4 「地域密着型通所介護」には指定療養通所介護を含む。

※5 「その他」は件数の少ない施設・事業の類型をまとめたもの。具体的には介護予防認知症対応型通所介護、救護施設、介護予防通所リハビリテーション、就労継続支援、障害児入所施設、療養介護、介護予防短期入所生活介護、短期入所、診療所、第1号通所事業、放課後等デイサービス、原子爆弾被爆者養護ホーム、児童発達支援が含まれている。

## 介護の特定技能外国人の国籍

- 介護の特定技能外国人の国籍をみると、インドネシアが最も多い。
- 次いでミャンマー、ベトナム、フィリピン、ネパールの順となっており、EPA介護福祉士候補者を受入れている3か国を含む、上位5か国で9割以上となっている。
- 在留者数の多い国籍3か国について、令和6年6月末時点では、インドネシア、ベトナム、ミャンマーであったところ、令和6年12月末時点でインドネシア、ミャンマー、ベトナムの順となった。

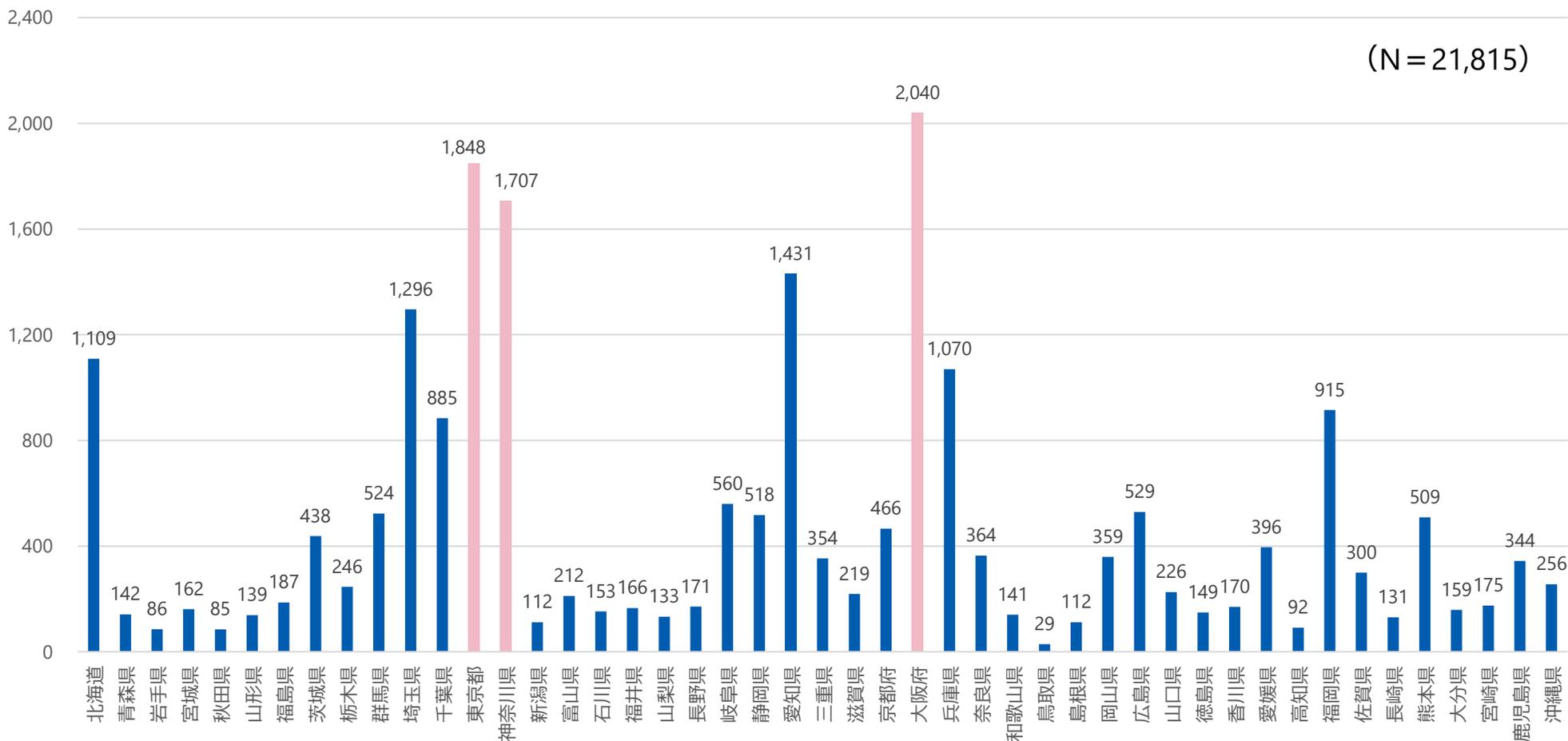


※ 数値は出入国在留管理庁の公表資料のうち、令和6年12月末時点での特定技能在留外国人数を引用。

※ その他は件数の少ない国籍をまとめたもの。具体的には米国、ブラジル、イタリア、スペイン、フランス、ペルー、カザフスタン、ドイツ、メキシコ、イスラエル、パキスタン、英国、ポーランド、ルーマニア、エジプト、ガーナ、カメルーン、ケニア、ナイジェリア、モロッコ、エルサルバドル、チリ、オーストラリア、グアテマラ、コロンビアが含まれている。

# 介護の特定技能外国人の受入状況（都道府県別）

- 介護の特定技能外国人の受入状況を都道府県別にみると、大阪府、東京都、神奈川県が多くなっており、比較的、三大都市圏を中心にした都市部に多い傾向にある。



※ 数値は公益社団法人国際厚生事業団から提供された介護の特定技能協議会の入会申請状況から、厚生労働省が令和6年6月24日時点で編集したものの。

# 外国人介護人材確保の関連予算事業について



# 外国人介護人材確保の関連予算事業

凡例

入 = 入国支援 定 = 定着支援

学 = 学習支援 受 = 受入環境整備

	対象の主な在留資格	事業名	事業内容（令和6年度）
<b>EPA介護福祉士・介護福祉士候補者への支援</b>			
学 定	EPA	1. 外国人介護福祉士就労研修導入・指導事業	就労前の「介護導入研修」や受入施設への巡回訪問、就労・研修に係る相談・助言等を実施
学	EPA	2. 外国人介護福祉士候補者学習支援事業	就労・研修に必要な専門知識等を学ぶ集合研修、介護分野の専門知識に関する通信添削指導、資格を取得できず帰国した者の母国での再チャレンジ支援等を実施
学	EPA	3. 外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業	受入施設が行う就労中の介護福祉士候補者の日本語学習や介護分野の専門的知識の学習、学習環境の整備、また、喀痰吸引等研修の受講費用、研修を担当する者の活動に要する費用等を補助 ※障害者施設は「障害者施設等の外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業」で実施
<b>民間団体等による外国人介護人材受入環境整備等（補助事業）</b>			
入 定	特定技能	4-1. 介護技能評価試験等実施事業	特定技能1号外国人の送り出し国及び日本国内において、介護技能評価試験及び介護日本語評価試験を実施
学	介護・EPA・技能実習・特定技能・留学等	4-2. 介護の日本語学習支援等事業	外国人介護人材が、介護の日本語学習を自立的に行うための環境整備を目的に、介護の日本語WEBコンテンツの開発・運用や介護の日本語等に関する学習教材の作成、技能実習指導員を対象にした講習会の開催、介護福祉士国家試験対策向けの講座の開催等を実施
入 定	介護・EPA・技能実習・特定技能・留学等	4-3. 外国人介護人材受入・定着支援等事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国人介護人材の介護業務の悩み等に関する相談支援の実施や、外国人介護職員の交流会の開催支援、特定技能外国人等の受入施設への巡回訪問等を実施</li> <li>海外において日本の介護をPRし、就労を希望する特定技能1号外国人を確保することを目的に、現地説明会の開催やWEB・SNSを利用した情報発信を実施</li> </ul>
<b>都道府県等による外国人介護人材受入環境整備等（地域医療介護総合確保基金事業等）</b>			
入	留学	5-1. 外国人留学生への奨学金の給付等に係る支援事業	留学生に対して奨学金の給付等の支援を行う介護施設等に対し、当該支援に係る経費を助成
入	留学・特定技能等	5-2. 外国人留学生及び1号特定技能外国人のマッチング支援事業	マッチング支援団体が送り出し国において特定技能就労希望者等に関する情報収集を行うとともに、現地（海外）での合同説明会の開催等のマッチング支援を実施
入 学 定	技能実習・特定技能・留学等	6. 介護福祉士修学資金等貸付事業	介護福祉士養成施設に通う学生に対して修学資金の貸付を実施。5年間、福祉・介護の仕事に継続して従事した者には借り受けた修学資金等の返済を全額免除する。
学 受	介護・EPA・技能実習・特定技能・留学等	7. 外国人介護人材受入施設等環境整備事業	日本人職員、外国人介護職員、利用者等の相互間のコミュニケーション支援、外国人介護人材の資格取得支援や生活支援の体制強化、介護福祉士養成施設における留学生への教育・指導の質の向上に資する取組等に対する費用を助成
学 受	介護・EPA・技能実習・特定技能・留学等	8. 外国人介護人材研修支援事業	地域の介護施設等で就労する外国人介護人材の介護技能を向上するため、集合研修や研修講師の養成、外国人の技術指導等を行う職員を対象にした研修等を実施
入 定 学 受	介護・EPA・技能実習・特定技能・留学等	9. 外国人介護人材獲得強化事業 外国人介護人材定着促進事業	外国人介護人材の確保のため、海外現地の学校との連携を強化するなど、現地での人材確保に資する取組を行う事業所等に対して支援を行う。また、外国人介護人材が介護現場で円滑に就労・定着できるよう、受入事業所等に対して、外国人介護人材の活躍に資するツール等を導入し、それが有効活用されるように環境を整備すること等を支援する。

# 外国人介護人材受入・定着支援等事業

令和7年度当初予算案 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 5.9億円の内数

## 1 事業の目的

- 本事業は、
  - ・国内や海外において日本の介護をPRすること等により、
  - ・介護分野における1号特定技能外国人として日本の介護現場において就労を希望する人材の受入れを促進するとともに、
  - ・外国人介護人材の介護業務の悩み等に関する相談支援や、
  - ・介護分野における1号特定技能外国人の受入施設等への巡回訪問等を実施することで、外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるようにすることを目的とする。

## 2 事業の概要・スキーム

### 1. 情報発信（WEBやSNSを含む）

- 介護分野の特定技能外国人の送り出し国や介護の就労希望者等に対し、日本の介護に関する情報等を広く発信する。
- 広報媒体やWEBサイト、SNS等を利用して、介護の就労希望者等に対し、効果的な情報発信を行う。

**【拡充】日本から帰国した外国人介護労働者のネットワークの構築（外国人介護人材の帰国後に係るキャリアの見える化）**

補助率 定額補助  
実施主体 民間団体(公募による選定)

### 2. 相談支援の実施

- 外国人介護人材の介護業務の悩み等に関する相談支援を実施するため、電話・メール・SNS等により、適切に助言及び情報提供等ができる体制を整備。必要に応じて対面による支援を実施。



### 3. 1号特定技能外国人の受入施設への巡回訪問

- 介護分野の1号特定技能外国人の受入施設への巡回訪問を実施し、当該外国人の雇用に関する状況や介護サービスの提供状況、当該外国人への支援の状況等の受入実態を把握するとともに、必要に応じて当該外国人や受入施設職員等へ助言を行う。 など

**【拡充】技能実習生及び1号特定技能外国人の訪問系サービスの従事に係る事業所の遵守事項の確認も含めた巡回訪問及び相談窓口の体制強化**

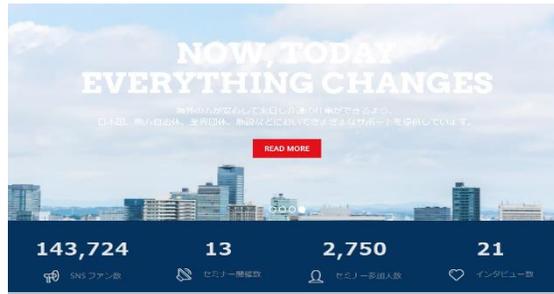
### 4. その他の相談支援等

- 協議会等の開催支援、開催の周知、協議会等の入会、協議会等構成員名簿の作成・管理、協議会会員向けの情報発信等の業務支援を行う。
- 介護現場で就労中の外国人介護職員や介護に関心のある外国人を対象に、介護業務等に関する悩み相談や近隣地域で就労する外国人介護人材の交流等の機会づくりの支援等を行う。



# Japan Care Worker Guideについて

## 「Japan Care Worker Guide」の運営



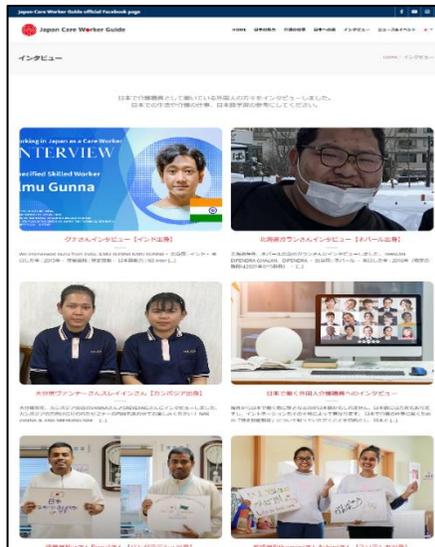
- 11言語に対応  
英語 インドネシア語 クメール語 ネパール語 ミャンマー語  
モンゴル語 タイ語 ベトナム語 タガログ語 ヒンディー語 日本語  
※令和6年度内にタガログ語、ヒンディー語を追加
- 各国出身の外国人や一緒に働く施設の日本人スタッフにインタビューした記事等を掲載するなど、外国人の目線で知りたい情報をまとめたコンテンツを掲載
- SNSファンは約14万人

海外の日本語学校・福祉等を学ぶ学生等を対象とした外国人向けオンラインセミナーなどのイベント情報や映像等を掲載

### 外国人の目線で知りたい情報をまとめたコンテンツを掲載



### 各国出身の外国人や日本人スタッフにインタビューした記事等を掲載



### 外国人介護職員向け「介護福祉士国家試験」合格者座談会

○ 介護現場で活躍する外国人の皆さんにご登場いただき、介護福祉士の国家資格に興味がある皆様に向け、介護福祉士国家資格や国家試験について、様々な情報を提供。



# 海外に向けた日本の介護についてのPR

## 海外向けのオンライン／現地説明会の開催

- 実際に日本の介護施設で働く外国人の方が介護業務や日本の生活についての紹介、日本語学習に関する紹介などのプログラムを提供
- 令和2年から11か国で延べ40回開催
- 令和6年度は、インド6都市10回（デリー/ゴウハティ/ベンガルール/コチ/チェンナイ）、スリランカ1都市2回（コロンボ）、バングラデシュ2都市2回（ダッカ、マイメイシン）で、計14会場で集合形式で実施

実施国	実施日				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年	令和6年
インドネシア	令和2年11月26日	令和3年10月27日	令和4年11月10日	令和6年1月10日	令和7年1月8日
モンゴル	令和2年12月16日	令和3年10月30日	—	—	—
カンボジア	令和2年12月20日	令和4年1月21日	—	令和5年12月4日	—
ミャンマー	令和3年1月19日	—	—	—	—
フィリピン	令和3年1月20日	令和3年11月27日	令和5年11月25日	令和5年11月22日	令和6年8月27日
ネパール	令和3年2月5日	—	—	令和6年2月8日	—
タイ	—	令和3年12月20日	令和5年2月15日	—	—
ベトナム	—	令和3年11月10日	令和4年10月5日	令和5年9月27日	令和6年10月10日
スリランカ	—	令和4年1月11日	—	—	令和6年11月
バングラデシュ	—	—	令和5年3月2日	—	令和7年1月
インド	—	—	—	—	令和6年10月/11月

## 日本の介護に関するPR動画の作成及び周知



- 令和6年度は、2種類のイメージ動画を作成して、各説明会の投影だけではなく、SNSを活用して海外に向けて配信

- 「海外PR/Promotion of Kaigo」国際厚生事業団ホームページ：[https://jicwels.or.jp/fcw/?page\\_id=18945](https://jicwels.or.jp/fcw/?page_id=18945)
- 国際厚生事業団 YouTubeチャンネル：<https://www.youtube.com/@jicwels5396>
- 「Japan Care Worker Guide」ホームページ：<https://japancwg.com/>
- Japan Care Worker Guide Youtubeチャンネル：[https://www.youtube.com/channel/UcKYaJOiEX05Ni9Yu96Wr\\_ew](https://www.youtube.com/channel/UcKYaJOiEX05Ni9Yu96Wr_ew)



海外PR  
Promotion of Kaigo



国際厚生事業団  
YouTubeチャンネル



Japan Care  
Worker Guide



Japan Care Worker Guide  
Youtubeチャンネル





# 介護技能評価試験等実施事業

令和7年度当初予算案 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 5.9億円の内数

本事業は、介護分野における1号特定技能外国人の送出し国において介護技能評価試験及び介護日本語評価試験を実施するとともに、試験実施に必要な問題作成支援等を行うことを目的とする。

補助率 定額補助  
実施主体 民間団体(公募による選定)

## 1. 介護技能評価試験及び介護日本語評価試験の実施

- ▶ 試験方式  
コンピューター・ベースド・テスト（C B T）方式
- ▶ 試験実施国  
フィリピン、カンボジア、インドネシア、ネパール、モンゴル、ミャンマー、タイ、インド、スリランカ、ウズベキスタン、バングラデシュ、ベトナム、日本国内において実施中（令和6年12月末現在）

## 2. 試験実施に必要な業務の実施

- ▶ 試験実施対象国の試験会場の手配
- ▶ 試験実施環境（不正防止、試験監督体制等）の整備
- ▶ カスタマーサービス、受験申込受付、試験結果通知の業務
- ▶ 試験問題の作成支援、試験問題の分析、試験問題C B T化の業務 など

**試験実施状況**  
(2019年4月～2024年11月までの実績)

**受験者数** 介護技能評価試験 144,499名 介護日本語評価試験 148,374名

**合格者数** 介護技能評価試験 109,625名 介護日本語評価試験 104,694名

# 介護の日本語学習支援等事業

令和7年度当初予算案 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 5.9億円の内数

本事業は、外国人介護人材が、介護の日本語学習を自律的に行うための環境整備を推進するための支援等を行うことにより、外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるようにすることを目的とする。

補助率 定額補助  
実施主体 民間団体(公募による選定)

## 1. 介護の日本語WEBコンテンツの運用等

- ▶外国人介護人材が介護の日本語学習を自律的かつ計画的に行うことができるようにするためのWEBコンテンツの開発・運用等を行う。
- ▶WEBコンテンツの活用状況（学習進捗状況や学習時間等）を適切に管理し、学習効果の分析を行う。

## 2. 学習教材の作成等

- ▶外国人介護人材が介護現場において円滑に就労できるよう、介護の日本語等に関する学習教材を作成する。  
また、教材は海外でも活用できるよう複数の国の言語に翻訳する。
- ▶自治体がオンライン研修を実施する場合に活用できる動画教材や、オンライン研修の実施における留意点等をまとめたマニュアルを作成。

## 3. 外国人介護人材受入施設職員を対象にした講習会の実施

- ▶技能実習生を円滑に受入れることができるよう、技能実習指導員を対象にした講習会を開催する。
- ▶外国人介護人材の日本語学習を効果的に支援するための知識・技術を修得させるための講習会を開催する。

## 4. 介護福祉士国家試験対策向けの講座の開催

- ▶外国人介護人材の介護福祉士資格の取得を促進するため、国家試験直前期、当該年度の国家試験受験予定である外国人介護人材に対して、講義（座学・録画放映）及び演習（模試・グループワーク）等を行う。

◆過去の事業実績の一例（すべて無料で利用可能）◆

### 介護の日本語学習 WEBコンテンツ



### 特定技能評価試験 学習テキスト



### 介護の日本語 テキスト



### 外国人のための 介護福祉士国家 試験一問一答



### 外国人のための 介護福祉専門 用語集



# 介護の日本語WEBコンテンツ（にほんごをまなぼう）について

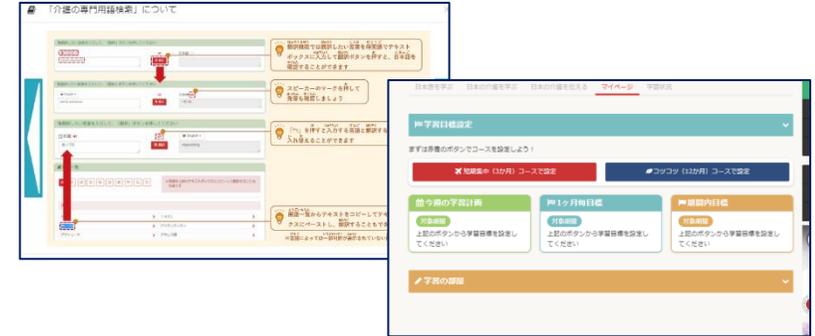
## にほんごをまなぼう とは



日本語を学び、日本の介護現場で働く外国人の方々が自律的に学習に取り組むためのWEBコンテンツであり、日本語能力試験のN3、N2程度合格や特定技能評価試験対策、介護技術の習得などを目的とした学習支援ツール。

介護の日本語学習支援等事業の一環として、日本介護福祉士会が開設・運営。

「学習目標の設定」「介護の専門用語検索」「小テスト」  
模擬試験」といった学習コンテンツを搭載



オペレーション言語は14言語に対応

オンラインでレベル（N2・N3）にあわせたドリル（問題）を提供

※ 介護の特定技能評価試験学習テキスト 改訂版（令和5年度改訂）は日本語版を含めて15言語掲載

# 学習教材（外国人向け各種テキスト）の作成

英語    クメール語    インドネシア語    ネパール語    モンゴル語    ベンガル語    タガログ語    ウルドゥー語  
 ウズベク語    ビルマ語    ベトナム語    中国語    タイ語    ヒンディ語    日本語

## 介護の特定技能評価試験 学習テキスト 改訂版

「特定技能」の「介護技能評価試験」「介護日本語評価試験」の合格を目指して知識を習得するための学習用テキスト  
 対応言語数：15か国（日本語を含む）



## 外国人のための 介護福祉専門用語集

外国人の方が介護現場で働くときに使う、介護福祉分野の専門用語を学ぶための教材

対応言語数：13か国



## 外国人のための 介護福祉士国家試験 一問一答

介護福祉士試験の合格を目指す外国人の方向けの教材

対応言語数：14か国（日本語を含む）



※ 上記のテキストはすべて無料で利用可能であり、厚生労働省ホームページ等で公開している。  
 （掲載先）厚生労働省ホームページ：[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_28131.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_28131.html)

# 外国人介護人材に関する相談窓口について

## ①EPA相談窓口

- EPAに基づくインドネシア・フィリピン・ベトナム3ヶ国の候補者及び受入施設を対象とした相談窓口を（公社）国際厚生事業団において、開設。
- EPA介護福祉士候補者及び受入施設からの施設内研修・雇用管理・在留管理などに関する相談などを電話等で受け付け、助言を行う等の支援を行っている。
  - ※ 顧問社会保険労務士による雇用管理相談や顧問精神科医によるメンタルヘルス相談の希望も受け付けている。

電話番号：03-6206-1772 /（フリーダイヤル）0120-115-311※英語・インドネシア語・ベトナム語音声案内あり  
メールアドレス：[sodan@jicwels.jp](mailto:sodan@jicwels.jp)（インドネシア：[sodan\\_id@jicwels.jp](mailto:sodan_id@jicwels.jp)、フィリピン：[sodan\\_ph@jicwels.jp](mailto:sodan_ph@jicwels.jp)、ベトナム：[sodan\\_vn@jicwels.jp](mailto:sodan_vn@jicwels.jp)）  
受付日時及び対応言語：毎週月曜日～金曜日※（祝・祭日を除く）9:15～13:00 14:00～17:30  
※月、木：日本語、インドネシア語・英語・ベトナム語対応  
※火、水、金：日本語（必要に応じ各国母国語での対応も可能）

## ②外国人介護人材無料サポート

- EPA介護福祉士候補者以外の在留資格の外国人及びその受入施設を対象とした相談窓口を（公社）国際厚生事業団において、開設。
- 外国人及び受入施設・登録支援機関からの外国人ご本人の生活・日本語学習・労務管理・在留資格などに関する相談などを電話等で受け付け、助言を行う等の支援を行っている。
  - ※ 顧問社会保険労務士による雇用管理相談や顧問精神科医によるメンタルヘルス相談の希望も受け付けている。

電話番号：0120-118-370（フリーダイヤル）

※ 英語、中国語、インドネシア語、ベトナム語、タガログ語、タイ語、ネパール語、ミャンマー語、クメール語、モンゴル語、ヒンディー語対応

※この他、右記のWEB、LINE、Facebookにおいても、相談受付および相談窓口の案内を行っている。

受付日時：9時15分～17時30分（土曜日・日曜日・祝祭日を除く）

▼Instagram



▼ホームページ



▼LINE



▼Facebook



▼YouTube



# 妊娠等を理由とした外国人介護人材への不利益取扱いの禁止について

- 妊娠・出産等を理由として外国人介護人材を解雇し不利益な取扱いをすること、私生活の自由を不当に制限することなどは関係法令に基づき禁止されている。
- これまでも外国人介護人材に対して、妊娠等した場合、外国人介護人材に関する相談窓口を活用いただくよう周知しているところ。
- 外国人介護人材受入事業所等におかれても、外国人が妊娠等した場合、当該外国人に対し、外国人介護人材に関する相談窓口を活用いただくようご案内をお願いします。



外国人介護人材相談サポート Jicwels  
Free consultation services for foreign  
care workers

2024/02/23 · 🌐

🌱 日本（にほん）で介護（かいご）の仕事（しごと）をする外国人（がいこくじん）のみなさんへ  
🌱 /

日本では、妊娠（にんしん）したことで、仕事をやめさせることは、法律（ほうりつ）で禁止（きんし）されています。

会社（かいしゃ）、送付機関（おくりだしきかん）、監理団体（かんりだんたい）などは、あなたが仕事を続（つづ）けたいのに、妊娠（にんしん）を理由（りゆう）に、あなたをむりやり帰国（きこく）させることはできません。

子どもを産（う）んだあとも、日本で介護の仕事ができます。

妊娠（にんしん）したら、ひとりでなやまないでください。かならず相談（そうだん）しましょう。相談する人がいなければ、JICWELSの相談窓口（そうだんまどぐち）に電話（でんわ）をしてくださいね。

あなたの「いのち」、これから生（う）まれてくる子どもの「いのち」が、一番（いちばん）大切（たいせつ）です 🧑🏻👉🏻 ✨

こ う  
子どもを産んだあとも  
にほん しごと  
日本で仕事が  
つづ  
続けられます



👍❤️ 17人

👍 17

🗨️ 2

🔗 2

# 外国人留学生及び1号特定技能外国人のマッチング支援事業

※地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）のメニュー（外国人留学生及び1号特定技能外国人の受入環境整備事業）

令和7年度当初予算案 地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）97億円の内数

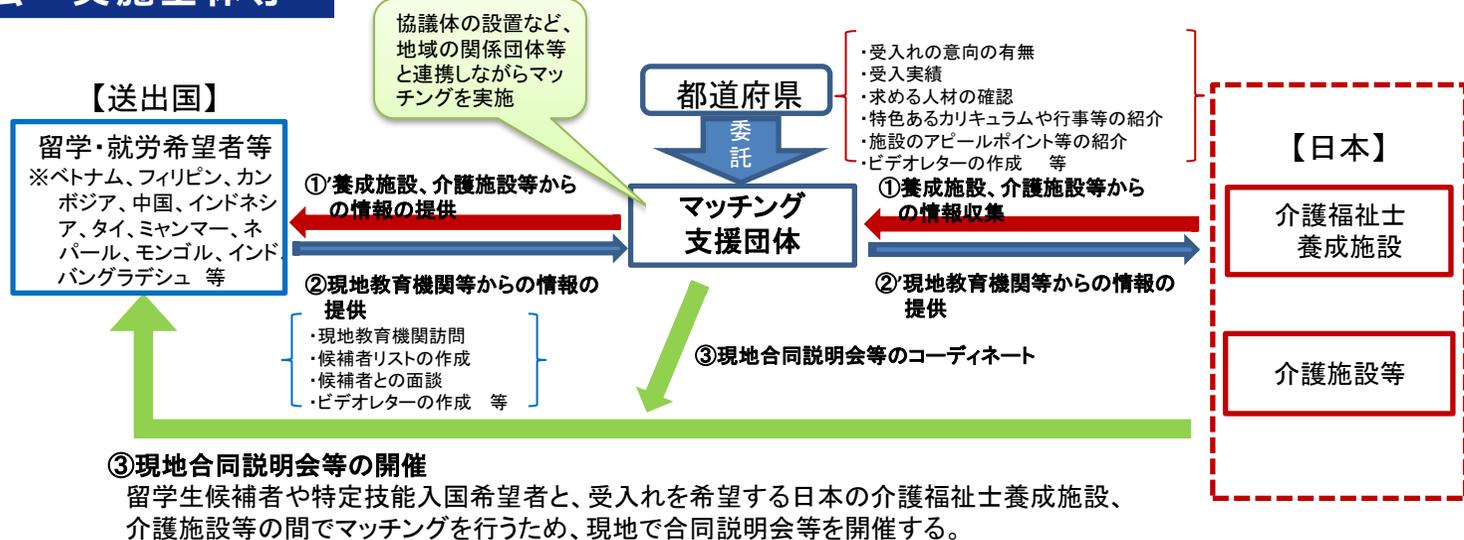
## 1 事業の目的・概要

介護福祉士養成施設と養成施設の留学希望者、また、介護施設等と特定技能による就労希望者等とのマッチングを適切に行うための経費を助成することにより、留学希望者や特定技能による就労希望者の円滑な受入支援体制の構築を図る。

（事業内容）

- ① マッチング支援団体が、外国人介護人材の送り出し国において留学希望者や特定技能による就労希望者に関する情報収集を行うとともに、マッチング対象となる双方に必要な情報を提供する
- ② 現地（海外）での合同説明会の開催等のマッチング支援を行う など

## 2 事業のスキーム・実施主体等



## 3 実施主体等

- ◆ 実施主体：都道府県
- ◆ 補助率：2/3

# 外国人介護人材受入施設等環境整備事業

※地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）のメニュー

令和7年度当初予算案 地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）97億円の内数

補助率 : 2/3  
実施主体 : 都道府県

## 【事業目的】

- 外国人介護人材の受入を検討するにあたりコミュニケーションや文化・風習への配慮等に不安がある、また、外国人介護人材に学習支援や生活支援ができる体制が不十分であるといった実態が介護施設等においてみられる。
- こうした実態を踏まえ、本事業では、介護施設等の不安を和らげるとともに外国人介護人材が介護現場で円滑に就労・定着できるようにするため、介護施設等において外国人介護人材を受け入れるための環境整備等にかかる費用の一部を助成する。

## コミュニケーション支援

日本人職員、外国人介護職員、介護サービス利用者等の相互間のコミュニケーション支援に資する取組

- 介護業務に必要な多言語翻訳機の導入にかかる経費
- 多文化理解など外国人職員と円滑に働くための知識を習得するための講習会への参加等にかかる経費 など



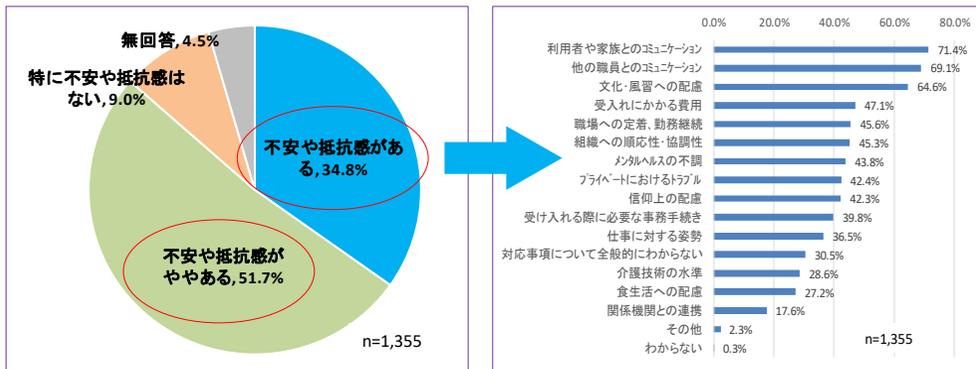
## 資格取得支援・生活支援

外国人介護人材の資格取得支援や生活支援の体制強化に資する取組

- 介護福祉士資格取得を目指す外国人介護職員に対する学習支援にかかる経費
- 外国人介護職員の生活支援、メンタルヘルスケアにかかる経費 など



外国人介護職員を受け入れることへの不安や抵抗感<外国人介護職員を受け入れたことがない施設>



(出典)三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社「外国人介護人材の受入れに関するアンケート調査」(平成30年10月1日時点調査)  
(平成30年度厚生労働省老人保健健康増進等事業)

## 教員の質の向上支援

介護福祉士養成施設における留学生への教育・指導の質の向上に資する取組

- 留学生に適切な教育・指導を行うための教員の質の向上に資する研修等にかかる経費 など



# 外国人介護人材研修支援事業

※地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）のメニュー

令和7年度当初予算案 地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）97億円の内数

補助率 : 2/3  
実施主体 : 都道府県

## 1 事業の目的

本事業は、介護職種における技能実習生及び介護分野における1号特定技能外国人の介護技能を向上するための集合研修等を実施することにより、当該外国人介護人材が日本国内の介護現場において円滑に就労・定着できるようにすることを目的とする。

## 2 事業の概要・スキーム

### (1) 介護職種の技能実習生及び介護分野における1号特定技能外国人を対象とした集合研修等の実施

- 技能実習生や1号特定技能外国人を対象に介護技能を向上することを目的とした集合研修の実施。
  - ・ 受入状況や就労場所の地理的要因など各地域の実情に応じて、集合研修以外（派遣講師による巡回訪問、オンライン等）の方法で、研修を実施することも可能。
  - ・ 他の在留資格で就労する者も含めて集合研修を実施することも可能。（その場合は合理的な方法により費用按分を行い、重複が無いように整理することが条件。）
  - ・ 研修内容は、研修対象者が介護現場で円滑に就労・定着できるようにする観点から必要と考える内容であり、実施主体のそれぞれの実情に応じて検討可能。また、研修は座学のみならず演習を取り入れることとしている。
- 介護や日本語等の専門家の意見を踏まえた、研修教材の作成。
  - ※ 別に国の補助事業として作成した「介護の日本語テキスト」や、介護の日本語学習に関するWEBコンテンツ「にほんごをまなぼう」を、研修中や研修実施前後に積極的に活用するなど既存の学習ツール等も有効に活用することを推奨。

### (2) 外国人介護人材受入施設等職員を対象にした研修の実施

- 外国人介護人材を雇用する介護施設等で技術指導等を行う職員を対象にした研修の実施。
  - ・ 受入れに係る必要な準備、外国人介護人材が安心して就労することができるサポートのあり方、円滑にコミュニケーションを図る方法、文化・風習への配慮事項、介護技術の指導方法、外国人介護人材受入事例の紹介などの内容について、地域の実情に応じて必要な研修内容を実施。
  - ・ 在留資格にかかわらず外国人の介護職員を雇用する施設等を対象とすることが可能。

### (3) 研修講師等の指導者養成研修の実施

- 上記(1)(2)に基づき実施する研修の質の向上を図ることを目的として、当該研修講師（講師予定の者を含む）を養成するため、研修を適切に実施するための知識・技術の習得など、地域の実情に応じて必要な指導者養成研修を実施。

# 研修講師等の指導者養成研修の横展開

※地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）外国人介護人材研修支援事業のメニュー

- 外国人介護人材については、介護保険部会の意見書において「日本語学習や生活相談の支援とともに介護福祉士の資格取得支援等を推進することが必要である」とされており、介護福祉士の資格取得に向けた支援が重要。
- しかしながら、技能実習生や1号特定技能外国人は、介護福祉士資格取得を目指した制度ではないため、就労しながら資格取得するまでの具体的な道筋や、学習支援の手法が明確ではなく、受入施設の方針次第で学習方法等が大きく異なっている状況にある。
- そのため、どの施設で勤務していても、適切な学習支援等が行われるよう、外国人介護人材研修支援事業等を活用し、都道府県内の関係機関が連携して、適切な指導法に関する知識・技能を有する指導者の養成を行う事業を推進する。
- なお、地域の特性に応じ、例えば、養成した指導者を各受入施設に派遣し、施設の教育担当職員や外国人介護人材本人に向けた学習支援体制・指導方法・学習方法などについて助言を行うなど、柔軟な形態による事業実施も可能である。

## 指導者養成の実施

都道府県内の受入施設の外国人教育担当職員等を対象に、外国人介護人材の学習支援方法に関する知識や技能に関する研修等を実施。

- ・ 研修カリキュラム等の作成
- ・ モデル事業の実施による事例収集
- ・ 研修に係る経費等の助成（厚生労働省）

研修開催支援

指導者養成研修の開催  
(都道府県)

参加

県下の  
日本語学校講師

県下の  
養成施設の教員

県下の受入施設の  
指導的役割にある者

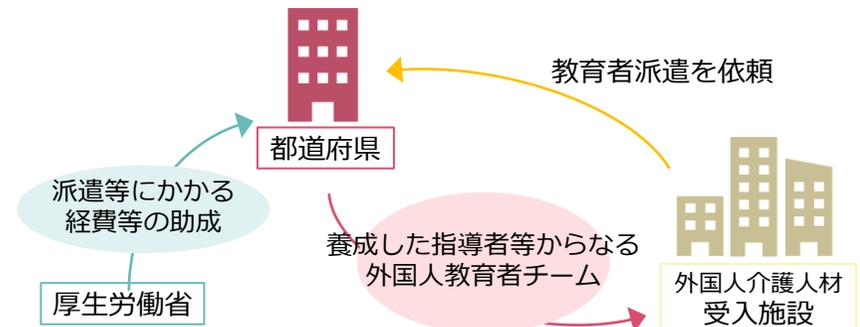


適切な指導法に関する  
知識・技能を有する  
指導者を養成



## (参考：事業実施例) 外国人教育者チームの派遣

- 上記により養成した指導者等からなる「外国人教育者チーム」を構成。
- 外国人受入施設に対して、外国人教育者チームを派遣して、介護福祉士資格取得等に向けた以下の支援を実施。
  - ア 受入施設の教育担当者に向けた学習支援体制・指導方法等に関する助言
  - イ 外国人介護人材について、本人の日本語能力等を総合的に判断し、その状況に応じた学習方法等に関する助言



# 地域医療介護総合確保基金を活用した自治体の取組（１）

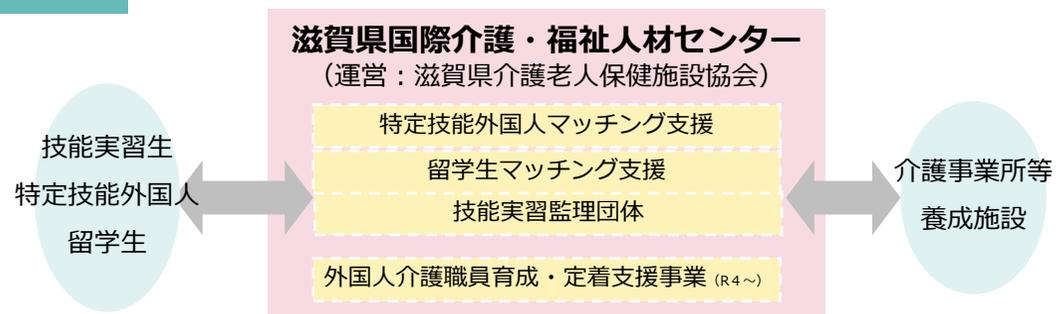
（滋賀県～事業者団体と県の共同による外国人介護人材のマッチングから定着等の一貫支援の実施～）

- 滋賀県では、外国人介護人材の確保～定着支援を行うため、関係機関と連携して「滋賀県国際介護・福祉人材センター」を設置し、基金を活用してマッチング支援や人材育成・定着支援等に取り組んでいる。

## 事業概要

- 高齢化と同時に生産年齢人口が減少していくことを踏まえ、人材確保対策の一つとして外国人介護人材の受入施策を検討するため、関係団体等からなる「滋賀県介護職員人材育成・確保対策連絡協議会」の部会として、令和元年度に「外国人介護人材参入促進検討部会」を設置。
- 「どこの監理団体が良いのか分からない」「費用面が課題」等の事業者の声を受け、様々な検討の結果、県内事業者団体・職能団体等の合意のもと、事業者団体と県の共同事業として、令和2年4月に「滋賀県国際介護・福祉人材センター」を創設。
- 事業者団体が技能実習制度の監理団体を創設し、特定技能・留学を通じたマッチング支援については、県事業として同団体に委託することで、3つの在留資格を通じた外国人介護人材の受入れを総合的に支援するもの。
- 令和4年度からは、介護技術・日本語能力の向上に係る研修や外国人介護職員同士の交流事業など、センターに育成・定着支援機能を付加することで、外国人介護人材の円滑かつ適正な受入れから育成・定着までの一貫した支援体制の構築を目指す。

## 事業内容



県内の外国人介護職員向けのフォローアップ研修やネットワーク形成事業等を実施。WEBサイト等で周知。



## 実績・効果

- 令和6年6月時点で、センターを通じて87名（技能実習生含む）の外国人介護人材が県内事業所で就労中。
- 令和5年度の研修事業実績については、
  - ・受入対応研修 参加者 30名
  - ・指導担当者研修 参加者 15名
  - ・外国人介護職員フォローアップ研修『ベーシック研修』参加者 1日目43名、2日目42名
  - 『アドバンス研修』参加者 1日目43名、2日目42名 等

滋賀県国際介護・福祉人材センターホームページ  
[\(https://shiga-kokusaijinzai.jp/\)](https://shiga-kokusaijinzai.jp/)

# 地域医療介護総合確保基金を活用した自治体の取組（2）

（静岡県～外国人介護人材受入事業所への巡回相談や研修交流会の実施等による職場定着支援～）

- 地域の特有の課題解決を図るため、自治体によっては地域医療介護総合確保基金を活用した柔軟な取組が行われている。
- 静岡県では、外国人介護人材の定着支援のため、外国人介護人材サポートセンター事業として、外国人介護人材を受け入れる事業所への巡回相談や研修交流会を開催等により、職場定着支援の取組を行っている。

## 事業概要

- 県内では介護職員の慢性的な不足の解消が喫緊の課題であり、外国人介護人材の受入れ支援に取り組んできた結果、県内で働く外国人介護職員数は年々増加している。
- 外国人介護職員に対するアンケート等から、職場で働く上で、様々な課題があることを把握した。  
（異国で働く不安、孤立感、言語・文化の違い等について問題を感じているがなかなか相談しにくい状況。）
- 本県で安心して長く働き続けられるため、本人が抱える不安・悩みに対するサポート環境整備が必要と判断。
- 地域医療介護総合確保基金を活用して実施。

## 事業内容

### 1 巡回相談

- ①相談員が介護事業所を訪問
- ②外国人職員本人から仕事及び生活上の不安や悩みの聞き取り
- ③②を受けて必要なアドバイスを行う



### 2 研修交流会

- 同じ国籍の職員を集め、仲間づくりができる研修交流会を開催（テーマ例）
- ・日本の介護に関する現状
  - ・文化及び生活習慣等への理解を深める
  - ・介護の資格をとるには



## 実績・効果

- 巡回相談：36回実施（令和5年度）
- 研修交流会：16回開催・延べ168人が参加（令和5年度）  
※フィリピン・ベトナム・インドネシア・ミャンマー、国籍不問の回を実施。
- 研修交流会参加者アンケートの主な内容
  - ・もっと日本語や介護の勉強を頑張りたい。
  - ・介護についていろんなわからないことがわかった。
  - ・新しい友達ともお話できて楽しかった。
  - ・同じ国の友達と色々話せて楽しかった。
  - ・頑張って介護の資格を取りたい。
  - ・先生の話聞いて、未来のことを考えた。

# 地域医療介護総合確保基金を活用した自治体の取組（3） （広島県～受入支援セミナーや受入に役立つガイドブック作成等の事業所等への受入支援～）

- 地域の特有の課題解決を図るため、自治体によっては地域医療介護総合確保基金を活用した柔軟な取組が行われている。
- 広島県では、外国人介護人材の定着支援のため、関係団体により構成される外国人介護人材活用適正化推進委員会を設置し、外国人介護人材の受入事業者を対象としたセミナーの開催や、事例等をまとめた受入に役立つガイドブックを作成している。

## 事業概要

- 受入支援セミナー  
外国人介護人材の受入を検討している事業者等を対象に、制度理解促進や事例共有等を目的としたセミナーを開催（令和4年度は3回実施）
- 受入ガイドブック  
県内の受入れ事例（31事業所）や、仕事面・生活面・言語面での支援など外国人介護人材受入れのためのノウハウをまとめたガイドブックを作成（令和3年3月発行、令和4年3月・令和5年3月改訂：受入事例追加）



## 事業スキーム

### 受入支援セミナー

一般社団法人広島県医療福祉人材協会

補助

広島県

連携

外国人介護人材活用適正化推進委員会

県老施連、広島市老施連等で構成  
県はオブザーバーとして参加

事例共有

監理団体・登録支援機関

事例共有

### 受入ガイドブック

ガイドブック作成監修委員会  
推進委員、介護福祉士養成校等で構成

事例共有

外国人介護人材受入事業者

※ガイドブックについてはR2年度に委託事業により作成

令和5年度 広島県外国人介護人材受入施設等環境整備事業  
主催：一般社団法人広島県医療福祉人材協会 共催：広島県、広島市、広島県立広島福祉センター

**オンライン同時配信**  
外国人介護人材確保・定着支援セミナー

外国人介護人材の確保・育成及び適切な円滑な受入れのために  
2018年12月8日に設立した改定入居法に基づいて認定可能な「介護」が履修されたことにより、外国人介護人材についてEPAによる介護福祉士候補生と登録制「介護」支援実習生を招入し、4年間の受入れが可能になります。最新事例を挙げて外国人介護人材活用事例を約2,000件を収録し、受入事例も約300事例を掲載しています。  
このガイドブックを「企業」の選定や経営者、事業担当者をはじめ行政の担当者の方を対象とし、外国人介護人材の適切な円滑な受入れの確保・育成・定着のための雇用環境整備を促進することを目的としたセミナーを開催します。

定員 各会場 100名  
オンライン 100名

**参加無料**

**第1回 広島県地区**

日時 令和5年10月31日(土) 13時30分～16時30分(受付13時より)

会場 広島県立広島福祉センター大ホール(広島市中区安芸1-1) TEL:084-228-1111

1 講演 日本に働きに来る外国人介護学生に聞く！  
内 容 日本に働きに来る外国人に選ばれる地域、選ばれる企業とは？  
講 師 株式会社 OTC/OTC/ALL/ALL 代表 丸山 正太郎 専任執行役員 武井 真二 氏

2 事例共有 外国人の介護人材の確保・育成について  
内 容 外国人材受入の経験と受入れ後の職場内の定着や教育支援、今後の計画  
発表者 監理団体 福岡市 (福岡市) 管理責任者 佐藤 隆夫 氏  
社会福祉法人 藤原会 (三木市) 管理責任者 藤原 隆夫 氏  
株式会社 不二七サービス (広島市) 管理責任者 藤原 隆夫 氏

3 パネルディスカッション  
テーマ 日本に働きに来る外国人介護人材から選ばれるには誰かの助けが必要なこと  
内 容 選ばれる地域や企業とは？企業に求められる外国人材の活用方法とは？  
出演者 コーディネーター 元 公財財団法人 国際人材協力機構(JITCO)  
広島県労働部 部長 渡辺 正典 氏  
パネラー 監理団体代表者、事例発表者各3名

**第2回 広島山地区**

日時 令和5年11月24日(土) 13時30分～16時30分(受付13時より)

会場 まなびの館ロースコム4F 大ホール等(備前市備前1-10-1) TEL:084-932-7265

1 講演 日本に働きに来る外国人介護学生に聞く！  
内 容 日本に働きに来る外国人に選ばれる地域、選ばれる企業とは？  
講 師 株式会社 OTC/OTC/ALL/ALL 代表 丸山 正太郎 専任執行役員 武井 真二 氏

2 事例共有 外国人の介護人材の確保・育成について  
内 容 受入れた外国人材の日本語教育や研修支援、定着支援と今後の計画  
発表者 監理団体 福岡市 (福岡市) 管理責任者 佐藤 隆夫 氏  
社会福祉法人 せとらち (福山市) 管理責任者 佐藤 隆夫 氏  
株式会社 不二七サービス (広島市) 管理責任者 藤原 隆夫 氏

3 パネルディスカッション  
テーマ 日本に働きに来る外国人介護人材から選ばれるには誰かの助けが必要なこと  
内 容 選ばれる地域や企業とは？企業に求められる外国人材の活用方法とは？  
出演者 コーディネーター 元 公財財団法人 国際人材協力機構(JITCO)  
広島県労働部 部長 渡辺 正典 氏  
パネラー 監理団体代表者、事例発表者各5名

【参加申込方法】お申し込みは要りません。【申込時期】開催日の一週間前まで

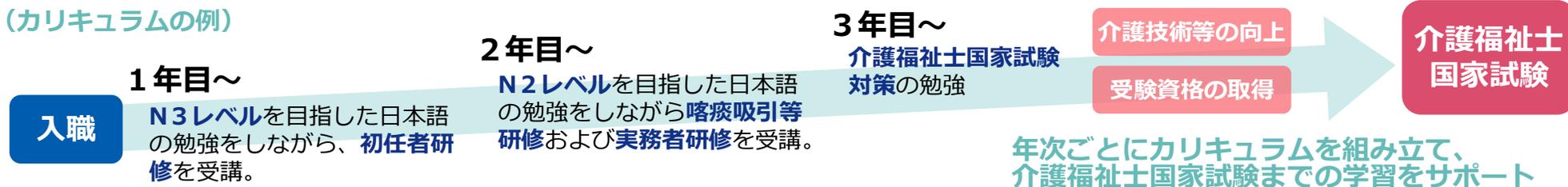
問い合わせ 一般社団法人 広島県医療福祉人材協会 担当：坂本  
広島市中区安芸1-17日5階10号 フローアムビル2F TEL 080-8987-6243

# (参考) 外国人介護人材が初任者研修を受講等によりキャリアアップを目指す事例

～有限会社ウエハラ：年次ごとにカリキュラムを組み立て、介護福祉士国家試験までの学習をサポート～

- 介護福祉士国家資格の取得を希望する特定技能の外国人介護職員に対し、年単位のカリキュラムを立て支援を実施。
- 事業所のシステムとして日本語や国家試験対策の勉強を支援するとともに、初任者研修・喀痰吸引等研修・実務者研修を法人内で実施し、受講させる仕組みを整備。
- 施設内においては、業務時間内での授業の実施や添削指導によるフォローアップを実施するとともに、登録支援機関による定期的な面談・相談受付を行うことによりメンタルヘルスケアを行っている。

## (カリキュラムの例)



## (サポートのイメージ)

### 外国人職員 (特定技能)

“日本語があまりできないので、利用者さんと話す時、何をしてほしいかわからないことがあり悔しい”  
“ (研修は) 介護の専門用語が出てきたり、法律の話もあるので少し難しい”

### 学習支援・生活支援等のサポート

- 介護技術やコミュニケーションスキルの向上  
“最初は周りの職員から指示を受けて働いていたが、初任者研修を受けていただくことで自分がやっている介護業務をより深く理解してもらえるため、普段の会議での発言からも、行動に意味を持って働くことができている” (施設担当者)
- 介護福祉士資格取得に向けた意欲の向上  
“国家試験に合格し、子供を日本に連れてきて、日本で長く働きながら一緒に暮らしたい” (外国人職員)

### 受入れ施設

#### 国家資格試験合格に向けた学習支援や研修受講支援

- 学習機会・時間の確保等による学習支援
  - ・ 業務時間内で授業 (外部講師) を実施 (基本週1回)
  - ・ 宿題を出し、添削は法人内の日本人職員がすることもある
- 法人内での実務者研修等の実施と受講のフォローアップ
  - ・ 外国人職員の授業の理解度はこまめにチェックしながらサポート
  - ・ 全ての研修は日本語で実施。

### 登録支援機関

#### メンタルヘルスケアなどの生活面の支援

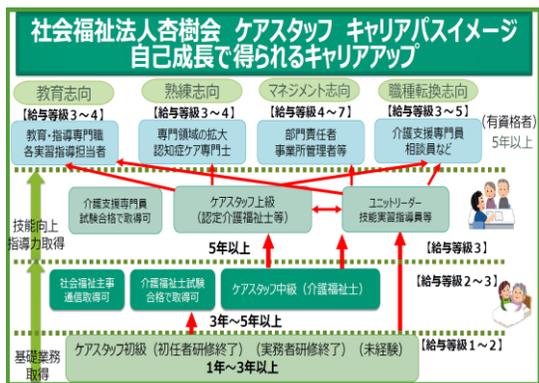
- 法人と外国人職員との調整役
  - ・ 2か月に1回ほど外国人職員と面談
  - ・ 法人や施設に言いにくいこと等の相談に対応

※ 当事例は、介護分野における特定技能協議会事務局が発行した「介護分野における特定技能協議会メールマガジン第6号 (令和5年7月31日発行)」に掲載された内容を元に、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室が作成したものです。

# (参考) キャリアアップ計画に基づいた外国人介護人材の育成事例

～社会福祉法人 杏樹会：本人の意向を日々の育成に反映し、将来を描けるキャリアアップ支援を実施～

- 外国人介護人材個々の意向に沿ったキャリアアップ計画を作成し、その目標に沿って育成を実施。
- 定期的な面談で介護技能修得や日本語学習、資格取得支援等、個々のステップに応じた育成に取り組む。
- 日本人と同じく、外国人介護人材が個々のステップや意向に応じて多様な経験を重ね、将来のキャリアイメージを描きながら成長できる仕組みを整備。



## キャリアアップ計画の作成

現在のステップで求められる介護技能の目標、取得希望資格やキャリア意向を相互に確認しキャリアビジョンシートに記載。

- 概ね年に一度作成し、年度末に評価を実施。
- 介護福祉士取得や日本での就労継続、母国への送金、リーダーになりたい等、本人の意向等を目標や育成内容に反映する。

## 定期面談

毎月各目標の進捗や意向、仕事や生活上の困り事について技能実習指導員や上長等と面談。育成支援の軌道修正などを細やかに行う。

- 面談内容を日々の育成や事業所側の支援に反映。
- 翌年に向けた在留資格の変更など、本人の意向を丁寧に確認し、事前に必要な手続き等を支援することで本人の安心や働きやすさにつなげている。

## 介護技能のOJT等支援

- 技能実習計画と照らし合わせながら、必須業務の修得状況等を確認。
- 個々に異なる苦手な介護技術を指導員が重点的に指導。
- 個々のステップやキャリア意向により、カンファレンスへの参加、在宅サービス利用者の担当者会議で地域連携の実際や介護家族との関わりを持たせる等、多様な経験機会を提供。

## 日本語学習支援

- 入国前からグループチャットに招待。職員と日本語でチャット交流。入国後も継続し、チームビルディングと日本語学習を同時に実施。
- 月に一回日本語会話による生活相談を実施。日常会話の練習と位置付けている。

## 資格取得・試験対策支援

- 個々の意向に応じて、初任者研修や実務者研修、介護福祉士取得に係る費用を補助。
- 技能実習評価試験に向け、指導員が2ヶ月前から実技試験の指導を実施。学科は模擬テストをするなど、試験対策支援を実施。



こんにちは  
こんにちは

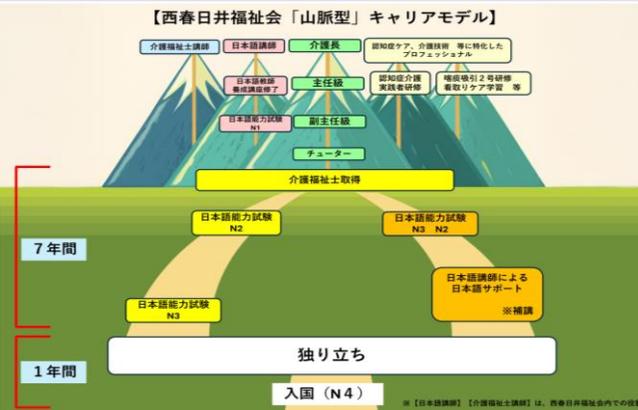


# (参考) キャリアアップ計画に基づいた外国人介護人材の育成事例

～社会福祉法人 西春日井福祉会

長期的なキャリアアップ計画を策定し、個々の希望に応じた将来を見据えて切れ目ない支援を実施～

- 技能実習生をあらゆる介護業務に対応できる人材へ育成することを目的に、法人独自の「西春日井福祉会「山脈型」キャリアモデル」を構築し、外国人介護人材個々人の希望に応じたキャリアアップができるようなカリキュラムを作成。
- 介護福祉士を取得した後でも安定した収入が確保できるよう、入国から8年間でリーダークラスを目指すキャリアアップスケジュールを計画し、定期的な振り返りを実施。
- 法人内では、日本語教師の資格を取得した法人職員（介護福祉士）が日本語学習の指導にあたり、実務者研修を勤務時間内に無償で受講させる等の手厚い支援を実施。



## 日本語学習・介護技術支援

- N2レベルを3年間で取得することを目的し、日本語教師の資格を取得した法人職員（介護福祉士）が日本語学習の指導にあたる。
- 入職から8ヶ月間、勤務時間内で日本語の勉強会を実施。
- 日本語に自信のない職員には個別にサポートを実施。
- 1年目は独り立ちのため、4年目は介護福祉士国家試験合格のためにマンツーマンでの指導体制を確保。

## 各種研修支援

- 実務者研修や介護福祉士国家試験対策講座を法人内で実施し、費用は法人が全額負担。
- 職員の要望を受け、実務者研修での理解を深めるため、受講前に「ウォーミングアップ研修」を年3回実施。
- 全施設の実習生向けに「フォローアップ研修」を月1回行い、日本語や技術の向上を図る。
- 人材育成担当のチーフターとなる前には、育成者の立場に必要な、専門的知識の習得を図る研修を年2回開催。

## 定期面談

- 施設長や生活指導員等との面談を定期的に行うことにより、キャリアパスの確認や振り返り、相談などを行っている。技能実習生1人1人の目標管理に加え、キャリアアップのための計画を作成している。



## (キャリアアップスケジュール)

「技能」「日本語」「介護福祉士」の目標を各年度で設定。入国から8年間でリーダークラスを目指す。

### 1年目

- ・ N3取得を目指した勉強と、基本的な技術の習得。
- ・ 独り立ちまでチーフターがマンツーマンで指導し、法人独自のチェックシートにより習熟度を把握。1年が経過した段階で技能実習指導員等が評価。

### 2～3年目

- ・ N2取得を目指した勉強と、介護福祉士国家試験合格に向けての学習。(2年目は希望に応じて)
- ・ 実務者研修の理解を深めるための「ウォーミングアップ研修」を実施。

### 4年目

- ・ N2取得を目指した勉強と、実務者研修の受講。
- ・ 有資格者が試験当日までマンツーマンで指導。
- ・ 専門学校の先生による介護福祉士国家試験対策講座の受講。



### 介護福祉士 (在留資格「介護」)

### 5～6年目

- ・ N1取得を目指した勉強。
- ・ 日本人職員が2,3年目に受講する研修や講習を受講し、人材を育成する「チーフター」として必要な専門的知識を学ぶ。
- ・ 日本語教師のアシスタントを行う。

### 7～8年目

- ・ N1取得を目指した勉強。
- ・ 引き続き専門的知識を学習しながら、リーダー、副主任・・・とキャリアアップを目指す。(個人の希望に応じて、複数のキャリアパスを想定。)



介護福祉士講師

日本語講師

介護長・主任級

認知症ケア・介護技術等に特化したプロフェッショナル

入職

# 介護職員初任者研修等の受講支援に資する 主な地域医療介護総合確保基金事業（介護従事者確保分）

## ①初任者研修費用の助成

主な事業名	事業内容	主な事業対象	主な実施者	R5年度 実施自治体数
介護未経験者に対する研修支援事業	介護業界への参入を希望する多様な人材や初任段階における介護職員が、チームケアの一員として質の高い介護サービス提供の担い手たり得るよう、 <b>介護職員初任者研修等の基本的な知識・技術を習得するための研修</b> や介護福祉士養成施設における介護福祉士資格取得を目指すための学習、介護福祉士資格取得に係る実務者研修等 <b>に要する経費に対し助成する。</b>	介護職員（外国人含む）の受け入れ事業所等	事業所等（都道府県を通じた間接補助）	各都道府県 （39自治体）

※ 受講開始日時点で雇用保険の被保険者期間が1年以上（2回目以降は、被保険者期間が3年以上）の者等が、教育訓練給付金の対象講座として厚生労働大臣の指定を受けた介護職員初任者研修を受講し、修了した場合、受講料の最大50%（上限25万円）（特定一般教育訓練の場合）の支給を受けることが可能。

## ②その他支援（代替職員確保、研修の実施、事業所内の学習支援等）

主な事業名	事業内容	主な事業対象	主な実施者	R5年度 実施自治体数
各種研修に係る代替要員の確保対策事業	介護職員の質の向上とキャリアパスを図る観点から、現任職員が多様な研修に参加することが可能となるよう、 <b>研修受講中の代替要員確保のための経費に対し助成する。</b>	介護職員（外国人含む）の受け入れ事業所等	事業所等（都道府県を通じた間接補助）	各都道府県 （21自治体）
外国人介護人材研修支援事業	外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるよう、 <b>都道府県が外国人介護人材の介護技能向上のための集合研修等を実施するための経費を助成する。</b>	外国人介護職員（在留資格を問わない）	都道府県	各都道府県 （34自治体）
外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業	経済連携協定（EPA）又は交換公文に基づき入国し、介護施設等で就労しながら介護福祉士国家資格の取得を目指す者が介護福祉士国家試験に合格できるよう、 <b>受入施設における日本語及び介護分野の専門知識に係る学習の支援に対する経費を助成する。</b>	EPA介護福祉士候補者の受け入れ事業所等	事業所等（都道府県を通じた間接補助）	各都道府県 （38自治体）
外国人介護人材受入施設等環境整備事業	外国人介護人材を受入れる（予定を含む）介護施設等において、多言語翻訳機の導入等のコミュニケーション支援、 <b>介護福祉士の資格取得を目指す外国人職員への学習支援</b> 、メンタルヘルスケア等の生活支援を行うことにより、 <b>外国人介護人材の受入環境整備を推進するための経費に対して助成する。</b> また、介護福祉士養成施設において留学生に適切な教育・指導を行うための教員の質の向上に資する取組に必要な経費に対して助成する。	外国人介護職員（在留資格を問わない）の受け入れ事業所等	事業所等（都道府県を通じた間接補助）	各都道府県 （25自治体）

# 実務者研修受講にあたっての支援

## 1 受講者に対する受講費用の支援

	介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業	教育訓練給付金
貸付／給付	貸付（返還免除要件あり）	給付
金額額	20万円	専門実践：受講費用の最大80%（年間上限64万円） 特定一般：受講費用の最大50%（上限25万円） 一般：受講費用の20%（上限10万円）
財源	生活困窮者就労準備支援事業費補助金	雇用保険料
対象者	実務者研修実施施設に在学する者	在職者又は離職後1年以内の者であって、受講開始日時点で雇用保険の被保険者期間が3年以上（※初めて受給する者について、専門実践の場合は被保険者期間が2年以上、特定一般・一般の場合は被保険者期間が1年以上）の者
窓口	各都道府県社会福祉協議会	ハローワーク
その他	実務者研修実施施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行い、登録した日から2年間引き続き介護の業務に従事した場合に、返還免除	

## 2 地域医療介護総合確保基金における支援（国負担2／3）

事業名	各種研修に係る代替要員の確保対策事業	多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業	介護未経験者に対する研修支援事業
事業内容	現任職員が多様な研修に参加することが可能となるよう、研修受講中の代替要員確保のための経費に対し助成する。	介護人材のキャリアアップに資する各種研修等の実施のための経費に対し助成する。	介護福祉士資格取得に係る実務者研修等に要する経費に対し助成する。
事業対象者	介護施設、事業所等	介護施設、事業所等	介護施設、事業所

# 【概要】「介護福祉士国家試験パート合格の導入に関する検討会」報告書

- 介護を必要とする方の急速な増加が見込まれる中、2040年（令和22年）度末までに新たに約57万人の介護人材の確保が必要とされている。また、認知症高齢者や高齢単身世帯の増加等に伴う複雑化・多様化する介護ニーズへの対応が求められており、**高い専門性を有する介護人材の確保育成が喫緊の課題。**
- 介護福祉士国家試験（以下、「国家試験」という。）の受験生は徐々に減少している。実務経験3年と所定の研修を受講する**実務経験ルートでの受験者が8割以上**を占めており、**介護の現場で働きながら資格取得を目指す状況にあるが、就労と試験に向けた学習の両立が課題**との声がある。**受験者数も実務経験ルートについては、第33回試験（令和2年度）から第36回試験（令和5年度）で約1万人減少。**減少がそのまま続けば、質の高い介護サービスを継続的に提供することへの支障が生じることが懸念され、**強い危機感を抱く状況。**
- また、外国人介護人材についても、「在留資格介護」の要件である介護福祉士資格の取得に向け、国家試験を受験する者もいるが、**国家試験のための専門的な学習に加え、日本語学習も同時に必要であり、就労と学習の両立は課題**と考えられる。
- 本検討会では、昨年度の「介護福祉士国家試験の検証に資するデータの分析に関する検討会」報告書の提言を踏まえ、議論を進め、下記の提言を得た。

## 1 パート合格導入の考え方

受験のための学習への取り組み易さ、受験者の利便性の両側面から受験しやすい仕組みの導入を検討することが必要。

国家試験をいくつかのパートに分け、一定の合格水準に達したパートについて、翌年度の試験において当該パートの受験を免除する「パート合格」を導入することが適当。

パート合格の導入により、例えば、初年度に不合格パートがあった者について、次年度は不合格パートの学習に注力できるようになるなど、一人ひとりの状況に応じた学習を後押しすることが可能となり、より受験しやすい仕組みとなる。

なお、国家試験は介護福祉士としての知識及び技能を担保するものであるため、パート合格の導入によって、介護福祉士の知識及び技能の水準が維持できず、介護サービスの質が低下するものであってはならない。

## 2 受験方法

1日間で全パートの試験を実施し、初受験時は全員が全パートを受験する。再受験時には、不合格パートについては、受験を必須とすることが適当である。

既にパート合格したパートを受験するか否かは受験者の希望制とし、不合格パートのみを受験するか全パートを受験するかのいずれかの選択を受験者に求めることが適当である。

## 3 分割パターン

受験のための学習への取り組み易さを確保しつつ、受験者の利便性・運営面の負担も考慮する観点から、再受験のための学習時に注力すべき科目の特定が容易であると考えられる3分割が適当である。

## 4 合格基準等

合格基準は、万が一にも可否の判定に誤りがあってはならず、運営の視点からも複雑すぎないものとするべき。

全科目に対する合格基準は、現行と同様に、問題の総得点の6割程度を基準として、問題の難易度で補正した点数以上かつ試験科目群すべてにおいて得点があることを合格基準とすることが適当。

パートごとの合格基準は、全体の合格基準点に対し全科目を受験した受験者の平均得点の比率で按分することにより合格基準を設けることが適当。各パートを構成する科目群すべてにおいて得点があることを合格基準とすることが適当。

可否の判断については、全パートを受験した場合には、まず全パートの総得点で判断し、結果が不合格だった際には、パートごとに判断することとし、一部のパートのみを受験した場合には、パートごとに可否を判断することが適当。

その上で、パート合格には、パート合格した受験年の翌々年までを有効期限として設定することが適切。

このように合格基準・有効期限を設定することを通じて、国家試験合格者の質が担保されると考えられる。

## 5 運営面への配慮

パート合格は、令和8年1月実施予定の第38回介護福祉士国家試験より導入することが適当。(公財)社会福祉振興・試験センターと引き続き十分な調整を行うことが求められる。

## 6 パート合格導入により期待される効果

パート合格を、国家試験の受験者が、自身の状況に応じて学習を進めて、国家試験を受験しやすくなる仕組みとして導入することで、介護福祉士を目指す受験者をより多く確保することが期待される。

専門性の高い介護福祉士が確保され、質の高い介護サービスが安定的に提供されることにつながるなど介護福祉全体の質をあげることに寄与するとともに、介護福祉士の専門性を次の世代へ継承していくことにつながると思われる。

# パート合格の導入について（イメージ）

## 基本的な考え方

- 介護福祉士国家試験が介護福祉士としての必要な知識及び技能を担保するものであることを踏まえ、その質を低下させることなく、より受験しやすい仕組みとして、複数の科目を1つのパートとして合否判定する**パート合格の導入**を予定。（令和8年1月実施予定の第38回国家試験から導入を予定）
- 試験運営面の負担等を考慮しつつ、受験生の学習の取り組み易さを確保する観点から、3つのパートに分割。初年度に不合格パートがあった者は、次年度以降は不合格パートの学習に注力でき、一人ひとりの状況に応じた学習を後押しすることが可能となる。

## 見直しのイメージ

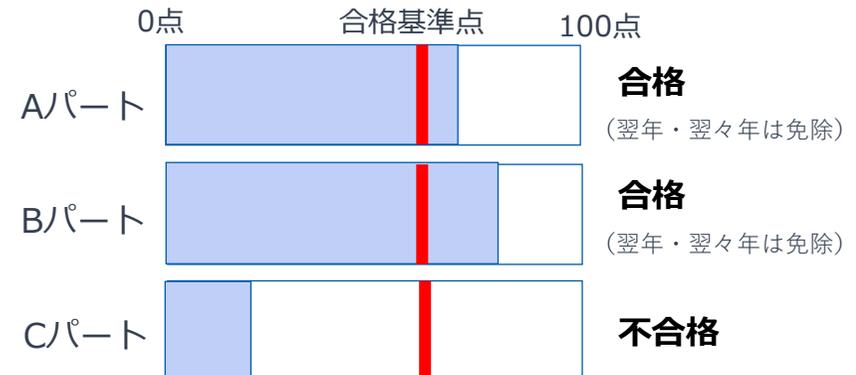
### 現 行

- ・ 全科目の総得点が合格基準点（6割が目安）を超えれば合格



### 見直し後

- ・ 分割したパートごとに合格基準点を超えれば合格
- ・ 翌年・翌々年までは、合格したパートの受験は免除



# 令和6年度補正予算事業 (外国人介護人材関係)について



# 令和6年度厚生労働省補正予算案のポイント

追加額 8,454億円（うち一般会計8,414億円、労働保険特別会計38億円、年金特別会計41億円）

※一般会計から年金特別会計への繰入があるため39億円が重複する。※計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計と合致しないものがある。

## I. 医療・介護・障害福祉分野の更なる賃上げの支援等、医師偏在是正に向けた対策の推進 2,861億円

○医療・介護・障害福祉分野の生産性向上・職場環境改善等による更なる賃上げ等の支援	1,892億円	○介護人材の確保、育成及び定着に向けた取組支援	46億円
○医療需要等の変化を踏まえた医療機関に対する支援	428億円	○医療・介護・障害福祉分野における食材料費・光熱水費等の支援	「重点支援地方交付金」の内数
○出生数・患者数の減少等を踏まえた産科・小児科の支援	55億円	○医師偏在是正に向けた医師不足地域の診療所の承継・開業の支援、リカレント教育の実施及び医師のマッチングの支援等	109億円
○介護・障害福祉における介護テクノロジーの導入、協働化等の支援	223億円		
○訪問介護の提供体制の確保、障害者就労施設の経営改善等の支援	107億円		

## II. 持続的・構造的賃上げに向けた支援等 313億円

○最低賃金の引上げに対応する中小企業・小規模事業者向け生産性向上支援	297億円	○育児休業取得時等の業務代替支援及び男性の育児休業取得促進に向けた取組支援の拡充	制度要求
○生活衛生関係営業者の物価高等への対応に向けた価格転嫁等の取組支援や経営相談支援の実施	5.9億円	○シルバー人材センター会員の就業環境の整備に向けた取組の強化	8.5億円
○フリーランスの就業環境の整備	0.9億円		等

## III. 創薬力強化に向けたイノベーションの推進、医薬品等の安定供給確保 442億円

○創薬エコシステム・創薬クラスターの発展支援	100億円
○ファースト・イン・ヒューマン（F I H）試験実施体制の整備	7.9億円
○国際共同治験のためのワンストップ窓口の設置	2.7億円
○AIを活用した創薬に向けたプラットフォームの整備	5.1億円
○後発医薬品の安定供給等に向けた産業構造改革	70億円
○バイオ後続品に係る製造施設整備の支援	65億円
○足元の供給不安へ対応するための医薬品の増産体制整備に係る緊急支援	20億円
○医療上必要不可欠な医薬品等の安定供給を図るための支援	14億円
○抗菌薬の安定供給に向けた体制整備	3.6億円
○血漿分画製剤の生産体制強化による国内自給、安定供給の確保支援	13億円
○革新的医療機器の創出に向けた産業振興拠点の強化	7.7億円
○がん・難病の全ゲノム解析等の推進	114億円
	等

## V. 国際保健・次なる感染症に備えた対応等 1,022億円

○アジア諸国等における外国医療人材育成の促進等	4.0億円
○グローバル・ヘルス・イニシアティブ等への拠出を通じたユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）推進	362億円
○次なる感染症への対応力強化に向けた体制強化	424億円
	等

## IV. 医療・介護DX等の推進 1,447億円

○全国医療情報プラットフォームや電子カルテ情報共有サービスの構築、電子処方箋の更なる全国的な普及拡大等の促進	274億円
○診療報酬改定DXの取組の推進	104億円
○マイナ保険証の利用促進に向けた取組	353億円
○公費負担医療制度等のオンラインによる資格確認の取組	106億円
○介護情報基盤の整備等に向けた取組の強化	174億円
	等

## VI. 国民の安心・安全の確保 2,205億円

○機能性表示食品等に係る健康被害への対応の強化等	6.4億円
○女性の健康総合センターの体制の充実、相談支援体制の構築	6.9億円
○臓器提供体制の強化のための医療機関への支援等	9.8億円
○認知症の早期発見・早期介入実証プロジェクトの推進及び認知症施策推進計画の策定支援等	3.4億円
○障害者の社会参加の推進等、共生社会の実現に向けた取組	47億円
○居住支援を含む生活困窮者等の支援体制の整備及びNPO法人との連携強化等	66億円
○地域におけるこども・若者等の自殺危機への対応強化、官民協働等による困難な問題を抱える女性への包括的な支援体制の強化	22億円
○足元の企業倒産の増加に対する未払賃金立替払による対応	24億円
○能登地域等に対する復旧・復興の支援、医療施設等の耐災害性強化等	497億円
○能登地域の雇用と事業を下支えするための支援	4.4億円
	44 等

# 【○介護人材の確保、育成及び定着に向けた取組支援】

令和6年度補正予算額 41億円

社会・援護局福祉基盤課  
福祉人材確保対策室  
(内線2845)

## 施策名: 介護福祉士修学資金等貸付事業

### ① 施策の目的

介護人材については、要介護者等の急速な増加が見込まれる中、複雑化・多様化する介護ニーズに対応できる高い専門性を有する介護人材の確保・育成が重要。  
貸付希望件数の増加等に伴い、介護福祉士修学資金等貸付金貸付原資の不足が見込まれる自治体に対して必要な貸付原資の積み増しを行い安定的な事業の継続を支援することで、介護人材の参入を更に促進する。

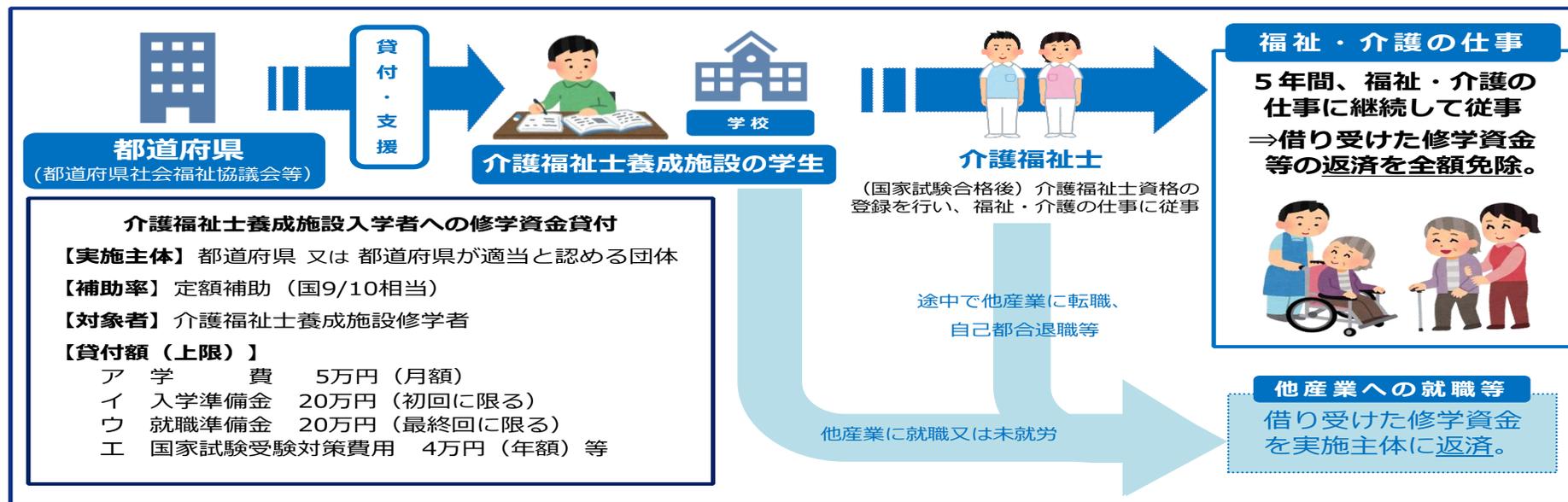
### ② 対策の柱との関係

I	II	III
○		○

### ③ 施策の概要

介護人材を着実に確保していくため介護福祉士修学資金等貸付事業により介護福祉士養成施設に通う学生に対して修学資金の貸付等を実施し、福祉・介護人材の育成及び確保並びに定着を支援することを目的とする。

### ④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



### ⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

令和6年度内に見込まれる修学資金貸付として必要な貸付原資を積み増し、安定的な事業継続を支援することで、更なる介護人材の確保を推進。

# 【○介護人材の確保、育成及び定着に向けた取組支援】

令和6年度補正予算 2.7億円

施策名：外国人介護人材獲得強化事業

## ① 施策の目的

外国人介護人材を確保する観点から、海外現地での働きかけを強化し、都道府県と連携して、海外現地の学校との連携を強化するなど、現地での人材確保に資する取組を行う事業所・介護福祉士養成施設・日本語学校等に対して支援を行うとともに、新たに日本の介護分野へ特定技能の在留資格を活用して就労を希望する外国人介護人材の増加に対応するため、介護技能評価試験等の重点試験地域を選定のうえ、試験を実施し、効率的な試験体制の検討を行うことで、外国人介護人材の受入促進を図る。

## ② 対策の柱との関係

I	II	III
○		○

## ③ 施策の概要

### ・海外現地における外国人介護人材確保促進事業(地方自治体への補助事業)【海外現地での外国人介護人材確保の取組に対する支援】

都道府県と連携して以下のような外国人介護人材確保の取組を行う事業所・介護福祉士養成施設・日本語学校等に対して、その費用を補助する。

#### ア 送り出し国におけるマーケティング活動等の情報収集

外国人介護人材の確保の取組を効果的に行うため、送り出し国の学校、送り出し機関、政治情勢、生活・文化・風習等の事前調査等を実施する。

#### イ 海外現地の学校や送り出し機関との関係構築・連携強化

外国人介護人材を円滑に確保することを目的に、海外現地の学校・送り出し機関等との関係構築・連携強化を図るための訪問活動等を行うとともに、必要となる宣材ツールの作成等を行う。

#### ウ 海外現地での説明会開催等の採用・広報活動

更なる外国人介護人材の確保を促進するため、海外の日本語学校等での説明会の開催や現地での求人募集、日本の介護に関するPR、介護施設・介護福祉士養成施設・日本語学校等の情報提供などの広報活動、これらの取組を実施するための宣材ツールの作成等を行う。

### ・介護技能評価試験等実施事業(民間団体等への補助)

介護技能評価試験等の受験者の増加が見込まれる地域を検討し、モデル的に重点試験地域を選定のうえ、試験を実施し、今後、日本の介護分野へ特定技能の在留資格を活用して就労を希望する外国人介護人材を効率的に確保できる試験体制の検討を行う。

## ④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

### ・外国人介護人材獲得強化事業(地方自治体への補助事業)【海外現地での外国人介護人材確保の取組に対する支援】

【補助率】 国2/3、県1/3

【補助金の流れ】



### ・介護技能評価試験等実施事業(民間団体等への補助)

【補助率】 定額

【補助金の流れ】



## ⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

海外現地の送り出し機関等との関係構築・連携強化や、現地説明会による採用・広報活動など、海外展開に積極的に取り組む介護事業者の支援及び介護技能評価試験等の重点試験地域を選定のうえ、試験を実施し、効率的な試験体制の検討を行うことにより、国民が必要な介護サービスを安心して受けられるよう、その担い手となる外国人介護人材を確保する。

# 【〇介護人材の確保、育成及び定着に向けた取組支援】

施策名：外国人介護人材定着促進事業

令和6年度補正予算 1.4億円

## ① 施策の目的

## ② 対策の柱との関係

I	II	III
○		○

外国人介護人材の介護現場における円滑な就労・定着を促進する観点から、外国人職員と日本人職員の意思疎通の円滑化、外国人の日本語学習の支援、外国人の記録作業の負担軽減をするため、受入事業所等に対して、外国人介護人材の活躍に資するツール等の導入、導入されたツール等が有効活用されるための環境整備に係る経費を助成する。

また、在留資格「特定技能」の受入促進等により今後増加が見込まれる外国人介護人材の資格取得支援ニーズへの対応を強化するため、民間団体が有する資格取得支援のノウハウを地域の資格取得支援機関へ横展開を行うことで、外国人介護人材に対する資格取得支援の強化を図る。

## ③ 施策の概要

### ・外国人介護人材の活躍に資するICT導入等促進事業(地方自治体への補助事業)【外国人介護人材が介護現場で働きやすくなるための環境整備】

外国人職員と日本人職員の意思疎通の円滑化、外国人の日本語学習の支援、外国人の記録作業の負担軽減をし、外国人介護人材の介護現場における円滑な就労・定着を促進する目的で、都道府県と連携して以下のア・イのいずれかの取組を行う外国人介護人材受入事業所等に対して、その費用を補助する。

ア 外国人介護人材の活躍に資するツール等の導入支援及び活用促進

外国人介護人材が介護現場で円滑に就労・定着できるよう、外国人介護人材の活躍に資するツール等(携帯型翻訳機、多言語対応の介護記録ソフトウェア、e-ラーニングシステムなど)を導入するとともに、導入されたツール等が有効活用されるための研修、勉強会、関連規程の整備などの環境整備を行う。

イ その他外国人介護人材が介護現場で働きやすくなるための必要な取組

### ・介護の日本語学習支援等事業(民間団体等への補助)

各地域において介護福祉士国家試験対策向けの講座の開催する動きがある中、本事業により、地域の職能団体をはじめとした外国人介護人材の資格取得支援機関に対するスーパーバイズなど、地域の資格取得支援機関の支援力を向上させるために必要な取組を行うことで、国家試験対策講座に係る受講体制の均てん化を図る。

※支援メニューの例

- ・外国人介護人材の資格取得支援講座の開催未実施の地域の資格取得支援機関への支援
- ・各地域の資格取得支援機関との情報提供体制の構築

## ④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

### ・外国人介護人材の活躍に資するICT導入等促進事業(地方自治体への補助事業)【外国人介護人材が介護現場で働きやすくなるための環境整備】

【補助率】 国1/2、県1/4、受入事業所等1/4

【補助金の流れ】



### ・介護の日本語学習支援等事業(民間団体等への補助)

【補助率】 定額

【補助金の流れ】



## ⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

外国人介護人材受入事業所におけるツール等の導入等を推進することで、外国人職員と日本人職員の円滑なコミュニケーションや、外国人介護人材の業務負担の軽減等を行い、また、国家試験対策講座に係る受講体制の均てん化を図ることで、外国人介護人材の介護現場における円滑な就労・定着を実現する。

# 外国人介護人材に係る訪問系サービスの従事について



# 「外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会」について

## 趣旨・目的

技能実習制度は、制度創設時の附帯決議（※1）等において、対象職種への介護の追加後3年を目途として、その実施状況を勘案して、必要があると認めるときは、検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされている。

また、「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」（令和4年11月設置）が令和5年5月にとりまとめた中間報告書では、技能実習制度と特定技能制度が直面する様々な課題を解決した上で、国際的にも理解が得られる制度を目指すとされ、具体的な制度設計について議論を行った上で、令和5年秋を目途に最終報告書を取りまとめることとされている（※2）。

このような状況を踏まえ、学識経験者など介護サービス関係者を参集し、技能実習「介護」及び特定技能「介護」における固有要件等について必要な検討を行う。

※1 「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案」に対する附帯決議（平成28年10月21日衆議院法務委員会）

※2 令和4年12月から16回にわたる議論を踏まえた最終報告書が、令和5年11月30日、関係閣僚会議の共同議長である法務大臣に提出された

## 主な検討事項

### 1. 訪問系サービスなどへの従事について

現行、訪問系サービスについては、技能実習「介護」、特定技能「介護」等外国人介護人材の従事が認められていないが、このことについてどう考えるか。

### 2. 事業所開設後3年要件について

現行、技能実習「介護」の受入れについては、経営が一定程度安定している事業所として設立後3年を経過している事業所が対象となっているが、この要件についてどう考えるか。

### 3. 技能実習介護等の人員配置基準について

現行、技能実習「介護」等については、就労開始後6か月を経過しないと介護施設の人員配置基準に算定されないが、このことについてどう考えるか。

## 検討会構成員

石田 路子（NPO法人高齢社会をよくする女性の会）	中山 辰巳（全国老人福祉施設協議会）
伊藤 優子（龍谷大学短期大学部 教授）	濱田 和則（全国社会福祉法人経営者協議会）
猪熊 律子（読売新聞東京本社編集委員）	平川 博之（全国老人保健施設協会）
今村 文典（日本介護福祉士会）	富家 隆樹（日本慢性期医療協会）
◎ 臼井 正樹（神奈川県立大学名誉教授）	松田 陽作（日本労働組合総連合会）
江澤 和彦（日本医師会）	光元 兼二（高齢者住まい事業者団体連合）
近藤 篤（民間介護事業推進委員会）	吉井 栄一郎（東京都老人クラブ連合会）
斉藤 正行（全国介護事業者連盟）	
内藤 佳津雄（日本大学文理学部教授）	

（敬称略、五十音順）  
（◎：座長）

## 開催実績

令和5年7月24日（第1回）、令和5年10月4日（第2回）  
令和5年12月4日（第3回）、令和6年1月22日（第4回）  
令和6年2月15日（第5回）、令和6年3月22日（第6回）  
令和6年6月19日（第7回）

# 外国人介護人材の訪問系サービスへの従事について

## 検討経過

- 訪問介護員等の人材不足の状況などを踏まえ、「外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会」を立ち上げ、関係団体等に参画いただき議論を行ったところ、昨年6月に公表した同検討会の中間まとめでは、**一定の条件の下で訪問系サービスへの従事を認めるべきとの結論がなされた。**
- 本年2月17日には「特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議」等（※）でも、**一定の条件の下で訪問系サービスへの従事を認めるべきとされた。**

※「技能実習評価試験の整備に関する専門家会議」、「特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議」

## 改正の概要等

- **介護職員初任者研修課程等を修了し、介護事業所等での実務経験等（※）を有する技能実習生及び特定技能外国人について、訪問介護等訪問系サービスの業務に従事を認める。その場合、受入事業所は、利用者・家族へ事前に説明を行うとともに、以下の事項を遵守することとする。**

※ 介護事業所等での実務経験が1年以上あることを原則とする

- ① 外国人介護人材に対し、訪問介護等の業務の基本事項等に関する研修を行うこと
- ② 外国人介護人材が訪問介護等の業務に従事する際、一定期間、責任者等が同行する等により必要な訓練を行うこと
- ③ 外国人介護人材に対し、訪問介護等における業務の内容等について丁寧に説明を行いその意向等を確認しつつ、キャリアアップ計画を作成すること
- ④ ハラスメント防止のために相談窓口の設置等の必要な措置を講ずること
- ⑤ 外国人介護人材が訪問介護等の業務に従事する現場において不測の事態が発生した場合等に適切な対応を行うことができるよう、情報通信技術の活用を含めた必要な環境整備を行うこと

- **令和7年4月の施行を予定。** ※ 施行日について、技能実習は令和7年4月1日、特定技能は令和7年4月中（予定）

# 外国人介護人材の訪問介護等訪問系サービスへの従事について①

未定稿・取扱注意

- 受入事業所は、介護職員初任者研修課程等を修了した外国人介護人材を訪問介護等の業務に従事させることとし、その場合にあっては、以下の①～⑤の事項を遵守することとする。

## ①研修の実施

- 受入事業所において、利用者やその家族の生活習慣や利用者個々の状態に配慮したサービス提供を可能とするための研修として、以下の内容を含む研修を行うこと。
- ・ 訪問系サービスの基本事項や生活支援技術などの利用者の居宅において実施する事項
  - ・ 利用者・家族・近隣とのコミュニケーション(傾聴、受容、共感などのコミュニケーションスキルを含む。)
  - ・ 日本の生活様式
  - ・ 緊急時の連絡方法や連絡先を事前に確認する等、利用者の居宅において不測の事態が起こった際に適切に対応できるような緊急時を想定した研修

## ②一定期間の同行訪問等必要なOJTの実施

- 利用者やその家族と信頼を醸成し、加えて居住環境等といった周辺環境も含めた利用者の特性に応じたサービス提供を行うため、外国人介護人材が訪問系サービスの提供を一人で適切に行うことができるように、一定期間、サービス提供責任者や利用者を担当している先輩職員などが同行するなど必要なOJTを行うこと。

## ③外国人介護人材への丁寧な説明・意向確認、キャリアアップ計画の策定

- あらかじめ従事させる業務の内容や注意事項等について丁寧な説明を行い、その意向を確認すること。
- 本人と十分にコミュニケーションをとった上で、当該外国人介護人材が習得すべき技能や目指すべき姿を明確にしたキャリアパスを構築するとともに、そのキャリアパスの実現に向けた計画的な取組が必要であることから、キャリアアップ計画を当該外国人介護人材と共同して策定すること。
- 策定したキャリアアップ計画については、本人の意向、日本語能力修得目標などを含む自らの目指すべき姿や、事業者による支援計画を含め実現に向けたステップへの理解を促すため、当該外国人介護人材とも共有すること。

## ④ハラスメント対策の実施

- 以下に掲げる対応を行うこと。
- ・ ハラスメントを未然に防止するための対応マニュアルの作成・共有、管理者等の役割の明確化、ハラスメントが発生した場合の対処方法等のルールの作成・共有、利用者やその家族等に対する周知
  - ・ ハラスメントが実際に起こった場合の対応として、当該ルールの実行、外国人介護人材が相談できる窓口の設置やその周知

## ⑤現場で不測の事態が発生した場合等に対応するためのICTの活用を含めた環境整備

- 以下に掲げる対応を行うこと。
- ・ 緊急時の連絡先や対応フローなどをまとめたマニュアルの作成
  - ・ ①で記載した緊急時を想定した研修の実施
  - ・ 緊急時に他の職員が駆けつけられる体制の確保
  - ・ サービス提供記録や申し送りについて職員全員で情報共有する仕組みの整備
- 上記の対応においては、業務の負担軽減や、利用者の居宅において不測の事態が起こった際に適切に対応できるようにする観点から、コミュニケーションアプリの導入など、ICTの活用が考えられること。

○ 外国人介護人材が訪問系サービスに従事する場合には、受入事業所は、以下の①②についても対応を求めることとする。

## ①外国人介護人材の実務経験等

○ 提供するサービスの質の担保の観点等から、外国人介護人材が訪問系サービスに従事するに当たっては、介護事業所等での実務経験が1年以上ある外国人介護人材であることを原則とすること。

(具体的な取扱)

提供するサービスの質の担保の観点等から、外国人介護人材が訪問系サービスに従事するに当たっては、介護事業所等での実務経験が1年以上ある外国人介護人材であることを原則とする。

受入事業所の判断で、例外的に、実務経験が1年に満たない外国人介護人材を訪問系サービスに従事させる際には、

- N2相当など留資格上求められている日本語能力よりも高いレベルでの能力を有する場合に限定する、かつ、
- 同行訪問については、利用者ごとに行うこととし、週1回のサービス提供の場合(※)には、
  - ・ 同行訪問を半年行う
  - ・ ただし、利用者・家族の同意が得られる場合には、同行訪問を3ヶ月行った上で、サービス提供時に見守りカメラを活用するなどICTを用いて常に事業所とやりとりができるようにすることで対応することも可能とするといった措置を受入事業所に求める。

※ 同行訪問について、利用者に対して、週2回のサービス提供の場合は3か月、週3回以上の場合は、2か月行うこととする。利用者・家族との信頼醸成や利用者特性に応じたサービス提供を行うために、2ヶ月以上の同行訪問を求め、それ以上の同行訪問期間の短縮は認めない。

## ②利用者・家族への説明

- 受入事業者において、利用者やその家族に対して事前に丁寧な説明を行うこと。
- 具体的には、外国人介護人材が利用者の居宅に訪問して介護業務を行う可能性がある場合には、当該利用者やその家族に対し、以下の点などについて書面を交付して説明し、当該利用者又はその家族に当該書面に署名を求めること。
  - ・ 外国人介護人材が訪問する可能性があること
  - ・ ①で記載した訪問する外国人の実務経験等について
  - ・ ICT機器を使用しながら業務を行う可能性があること
  - ・ 外国人介護人材の業務従事にあたって不安なことがある場合の事業所連絡先

# 外国人介護人材の訪問介護等訪問系サービスへの従事について③

未定稿・取扱注意

○ 外国人介護人材が訪問系サービスに従事する場合には、受入事業所は、以下の①②の点についても配慮を求めることとする。

## ①訪問先の選定への配慮等の実施

- 外国人介護人材が訪問系サービスに従事するに当たっては、その訪問先の選定に際して、
  - ・ 利用者の健康状態・ADL・認知症の日常生活自立度・居住環境等といった利用者の状態像や周辺環境、利用者や家族の意向、
  - ・ 外国人介護人材のコミュニケーション能力や介護の技術の状況・意向、等を踏まえ、サービス提供責任者の意見を十分に聞きつつ、受入事業者等が総合的に判断すること。その際、訪問先の選定の判断について、受入事業者において記録を残すこと。
- 同行訪問の期間中においても、外国人介護人材に対して必要な指導を行うことに加えて、同行訪問を通じて利用者や家族の意向も改めて確認しつつ、当該外国人介護人材が適切な支援が提供できるか、利用者と良好な関係性が構築できるかなども勘案しながら、当該外国人介護人材が当該利用者のサービス提供を継続するか等についても判断すること。

## ②外国人介護人材の状況に応じたOJT等への配慮の実施

- 外国人介護人材の実務経験や能力等に応じて、サービス提供責任者等が十分配慮しながら徐々に業務に慣れることができるよう、OJTの期間を通常より長くすることや、面談を定期的に行うこと、きめ細かな日本語の学習支援に取り組むことなど、特段の配慮を行うこと。
- 適切に介護サービスの提供ができるよう、同行訪問の回数・期間をどう設定するだけでなく、当該外国人介護人材の業務への従事状況を踏まえつつ、特に訪問系サービスの従事開始当初においては、事業所に戻ってきた後の指導・面談の機会を多く設定することや、日本語能力を踏まえて語学力に関する支援を手厚く行うことなど、それぞれの外国人介護人材の状況・能力等に応じた適切な支援を行うこと。

# 外国人介護人材の訪問介護等訪問系サービスへの従事について④

未定稿・取扱注意

## <適切な履行確保等に向けた取組>

- ・巡回訪問等実施機関等は、遵守事項等に関する事前の確認、巡回訪問等による遵守事項の遵守状況等の確認
- ・仮に、巡回訪問等を通じて適切な履行が確認できない場合は、指導等を行うとともに、指導等を通じても改善が見込まれない場合には、外国人介護人材の受入れを認めない等の措置や事業所名の公表の措置を講ずる。

## <国が実施する取組>

- ・上記巡回訪問に係る体制強化等を通じた適切な指導体制の確保
- ・外国人介護人材に関する第三者による母国語による相談窓口の強化。加えて、相談窓口の周知の強化、相談内容やその対応結果等进行分析し、相談窓口の質の向上を行う。
- ・外国人介護人材の継続的な日本語学習支援や資格取得の支援など受入事業者によるキャリアアップ等の取組の支援（地域医療総合総合確保基金の活用の推進等）
- ・外国人介護人材が従事しやすい環境整備
- ・訪問介護等訪問系サービスへの従事を進めるに当たっては、外国人介護人材の業務の実施状況、小規模事業所を含む受入事業者の状況や、サービス提供責任者等の対応状況等を適切に把握、課題の分析や好事例の周知等を行う

## ※ 訪問入浴介護について

訪問入浴介護は、複数人でのサービス提供が必要なサービスであること等から、

- ・ 受入事業者において適切な指導体制等を確保した上で、職場内で実務に必要な入浴等の研修等を受講し、業務に従事することとする。
- ・ あわせて、キャリアアップの観点から、訪問介護等と同様に、外国人介護人材のキャリアパス等にも十分留意しながら、介護福祉士の資格の取得支援を含め、事業所によるきめ細かな支援を行うよう、受入事業者に対し配慮を求める。

## (参考1) 技能実習における事業所開設後3年要件について

- ・ 現行の要件(事業所の開設後3年が経過)を満たさない場合、①又は②のいずれかを満たす場合も認める。
  - ①法人の設立から3年間が経過している場合(法人要件)
  - ②外国人に対する研修体制や職員・利用者等からの相談体制など同一法人によるサポート体制がある場合(サポート体制要件)